



エコパークバラ園

第7期水俣市障がい福祉計画

第3期水俣市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月 熊本県水俣市

はじめに

本市では、第6次水俣市総合計画に掲げる「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向け、あらゆる施策を着実に推進しているところです。



令和5年3月に策定された国の障害者基本計画（第5次）においては、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の視点が掲げられています。SDGsにおける「誰一人取り残さない」という理念は、障がい福祉施策の理念と共通するものがあります。

本市は、令和2年7月にSDGs未来都市に選定されており、「誰一人取り残されることのない地域共生社会」の実現に向けて、本計画を積極的に推進してまいりたいと考えております。

本計画は、障がい福祉に関する基本計画である第2期水俣市障がい者計画の基本理念に掲げる「みんなでつながり支えあい いきいきと暮らせるまち 水俣」に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための体制の整備や障がいのある人の自立を支え、その家族等を支援する障害福祉サービスの充実に関する計画です。

この計画の推進により、人と人とのつながりを大切にした、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重な御意見をいただきました水俣市障害者計画等策定審議会委員をはじめ、御協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後の本計画の推進につきまして、引き続き御理解、御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

水俣市長 高岡 利治

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の対象者	7
4 計画の期間	8
5 計画策定の体制	9
第2章 水俣市の障がいのある人を取り巻く現状	10
1 人口等に関する状況	10
2 障がいのある人の状況	12
3 障がい児の状況	17
4 アンケート調査結果	19
第3章 計画の基本的理念	35
第4章 障害福祉サービス等の見込量と考え方	38
1 障がい福祉計画等に係る成果目標等	38
2 障害福祉サービスの見込量と確保方策	45
3 障害児通所支援事業等の見込量と確保方策	57
4 地域生活支援事業の見込量と確保方策	60
第5章 計画の推進体制	70
1 計画の推進方法	70
2 計画の進捗管理	70
資料編	71
1 用語解説	71
2 第2期水俣市障がい者計画（令和3年度～令和8年度）	80
3 水俣市障害者計画等策定審議会委員名簿	104

「障がい」「障害」の表記について

原則として、人や人の状態を表す場合は「障がい」の表記としますが、人や人の状態を表していない場合（通信障害、障害物など）、法令等に基づく用語の場合、固有名詞（団体名、専門用語など）である場合については、その語句のとおりとします。

なお、基本的に障害者を「障がいのある人」と表記しますが、成人と児童で区別する場合は、「障がい者」「障がい児」と表記します。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

これまで、我が国の障がい保健福祉施策は、障がいのある人が個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

国においては、平成18年度に「障害者自立支援法」を施行し、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の策定を義務付け、その後平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障がい児福祉計画の策定を義務付け、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

また、令和5年3月には「障害者基本法」に基づき国が講ずる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がいのある人の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進するとしています。

直近の動きとしては、第7期障がい福祉計画の策定に向けて、成果目標等に関する指針を示し、地域共生社会の実現のため、障がいのある人の地域移行を、より一層推進することなどを求めています。

本市では、障がいのある人に対する保健、医療、福祉、教育をはじめ、雇用、就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を総合的かつ計画的に進めるために、「水俣市障がい者計画」、「水俣市障がい福祉計画」及び「水俣市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を展開してきました。

このうち、「水俣市障がい福祉計画」及び「水俣市障がい児福祉計画」については、令和5年度で計画期間が終了することから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の動向を踏まえ、本市の障がいのある人への福祉施策とサービス提供体制の確保等を円滑に実施するために、「第7期水俣市障がい福祉計画・第3期水俣市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) 国の動向

①「障害者の権利に関する条約」の批准（平成 26 年 1 月）

障がいのある人への福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、平成 26 年 1 月に障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

本条約には、平等・無差別と合理的配慮、意思決定過程における当事者の関与、施設・サービス等の利用の容易さ等の項目について、定められています。

本条約の批准に合わせ、様々な法制度の整備等が行われました。

②改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（通称：障害者雇用促進法）」一部施行（平成 28 年 4 月）

雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、法定雇用率の算定基礎の見直しが行われました。

③「改正発達障害者支援法」施行（平成 28 年 8 月）

法の目的として、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう早期発見・発達支援が行われるとともに、支援が切れ目なく行われることなどが盛り込まれました。

そして、国民は、個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は、個々の発達障がいのある人の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

④改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）及び児童福祉法」施行（平成 30 年 4 月）

障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的として定められました。

⑤「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和 3 年 9 月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

⑥「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和４年５月）

障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。

⑦「障害者基本計画（第５次）」策定（令和５年３月）

平成 30 年３月の「障害者基本計画（第４次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓ（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

⑧改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」施行（令和６年４月）

平成 28 年に施行された障害者差別解消法について、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。

(3) 熊本県の動向

熊本県は令和3年3月に第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」及び熊本県障がい福祉計画（第6期熊本県障がい福祉計画・第2期熊本県障がい児福祉計画）を策定し、障がい者施策、障がい福祉サービス提供基盤の整備を進めています。

また、令和6年度からの計画である、第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画を策定中です。

令和5年度からの計画である第4期熊本県地域福祉計画では、地域における支え合い機能の低下、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、社会的孤立の深刻化、地域福祉活動の自粛などを現状として挙げています。

それに対し、熊本県独自の取組である「地域の縁がわ」等の取組の更なる推進による地域共生社会の実現や、被災地域コミュニティの形成支援の経験等を活かした包括的な支援体制づくりを推進するとしています。

また、計画では県、市町村、地域住民などのそれぞれの役割を掲げており、市町村に対しては、地域福祉計画に基づく地域福祉の推進や、包括的な支援体制づくりを求めています。

第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」
【基本理念】 ○障がいのある人もない人も「ともにいきる」社会 ○自らの選択・決定・参画の実現 ○安心して生き生きと生活できる環境づくり 【施策】 「地域生活支援」、「保健・医療」など8つの分野に分類し、施策を推進。数値目標を設定。
熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）
【基本理念】 (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等 (3) 障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現 (4) 地域共生社会の実現に向けた取組 (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援 (6) 障がい福祉人材の確保・定着 (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着 (8) 災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保 【計画、障がい福祉サービスに関する事項】 ○区域を設定し、区域ごとにサービス等の見込量を設定。（水俣市は「水俣・芦北圏域」）
第4期熊本県地域福祉計画
計画の目指す姿「互いに支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現 ～誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを目指して～」 【施策体系】 I 福祉による地域づくり II 災害にも強い地域福祉の推進 III 地域づくりを支える基盤整備 【障がい者支援に資する事項】 ○市町村の移動支援の取組の後押し ○成年後見制度利用促進、生活困窮者支援 ○民生委員・児童委員の人材確保 ○市町村の包括的な支援体制整備への支援

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がいのある人の自立支援、生活支援の観点から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業など各種サービス等の提供量・提供体制を定める計画です。

計画	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第 11 条の 3	障害者総合支援法 第 88 条	児童福祉法 第 33 条の 20
国の 指針等	障害者基本計画 (第 5 次)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するための基本的な指針	
内容	障がいのある人のための 施策に関する基本的な計 画	個別の障害福祉サービス等の提 供量などを定める計画	障害児通所支援及び障害児相 談支援の提供量などを定める 計画
	○障がい者福祉施策全般	○障がい福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障がい福祉計画の成果目標	○障害児通所支援等のサービ スの提供量 ○障がい児福祉計画の成果目 標

【策定の根拠法】

【障害者総合支援法】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法】

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

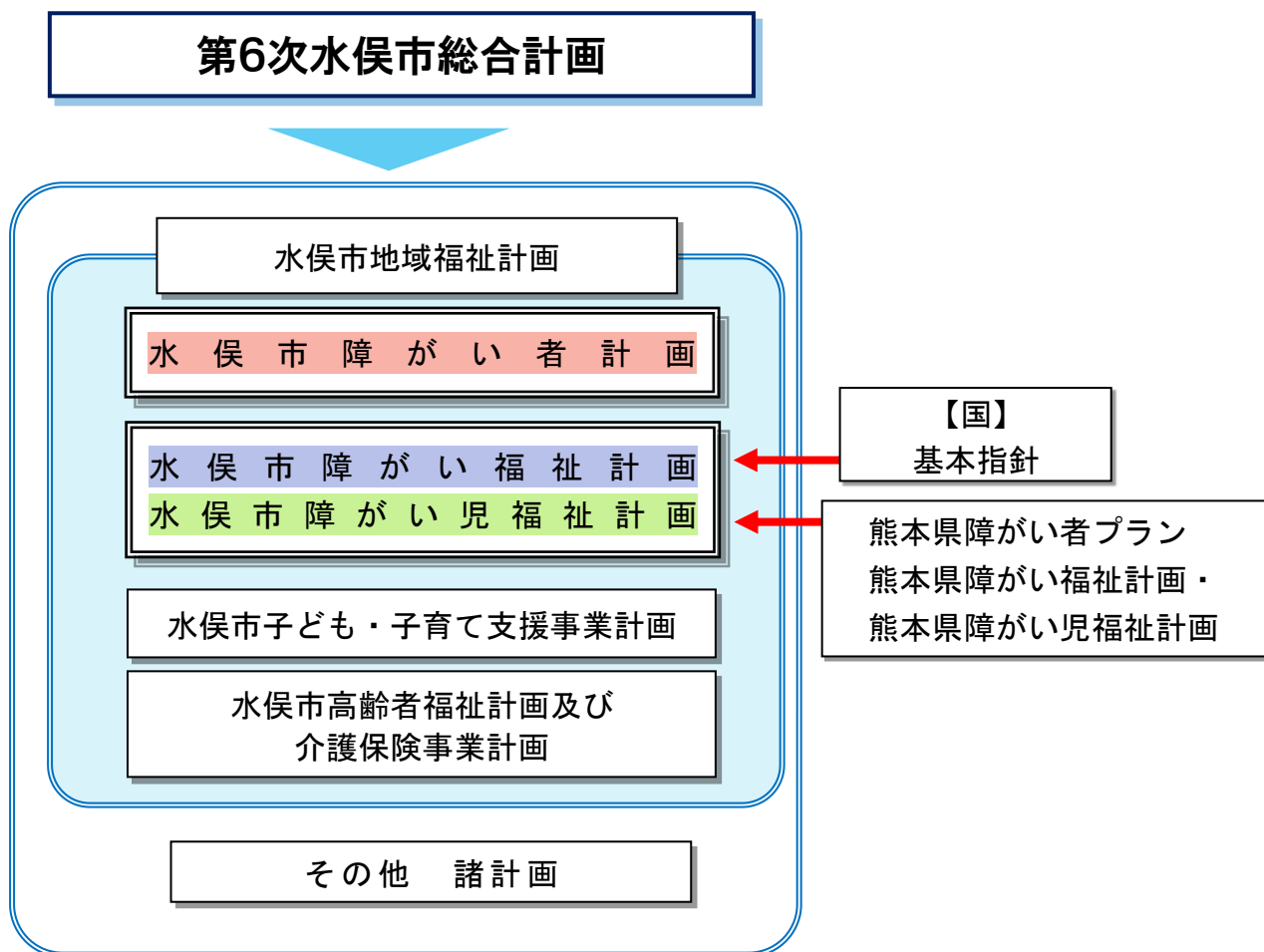
(2) 上位計画及び関連計画

本計画は、本市の最上位計画である「第6次水俣市総合計画」及び福祉部門の基本計画である「第3期水俣市地域福祉計画」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制について定めるものです。

また、本市の障がいのある人への福祉に関する基本計画である「水俣市障がい者計画」に対しては、その基本的な方針と整合性を保ち本計画の策定を行うものとします。

併せて、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（ひまわりプラン）」、「子ども・子育て支援事業計画」等の福祉分野の諸計画及びその他関連計画との整合性を図り計画の策定を行います。

◆上位・関連計画



3 計画の対象者

本計画の対象となる「障がいのある人」については、障害者基本法第2条及び障害者総合支援法第4条に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

本計画において、18歳以上の障害のある人を「障がい者」、18歳未満の障害のある人を「障がい児」と呼びます。ただし、法令名等で定められているものについては、この限りではありません。

【障害者基本法】

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【障害者総合支援法】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

4 計画の期間

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、国の定める基本指針により、計画期間が3年間と定められていることから、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		
障がい者計画	第2期（R3～R8）						第3期		

5 計画策定の体制

(1) 水俣市障害者計画等策定審議会の開催

障害者総合支援法において、市町村障害福祉計画は、計画を定める際は協議会の意見を聴くよう努めなければならないとなっています。

本市では、水俣市障害者計画等策定審議会条例に基づき、水俣市障害者計画等策定審議会を設置します。委員会は委員 15 人以内をもって組織し、①学識経験を有する者、②福祉、医療、もしくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者、③市民代表、④関係行政機関の職員等からなり、計画案に対して意見を述べるとともに、計画の進捗状況を把握し、評価を行います。

【障害者総合支援法】

第八十八条 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(2) 障がいのある人向け調査の実施

本市在住の障害のある人の現在の生活状況や障がいのある人への施策、障害福祉サービス等の利用意向について把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査種別	調査対象者	調査期間	調査手法	有効回答数
障がい者 向け調査	水俣市内の 18 歳以上の 障害者手帳等の所持者	令和 5 年 10 月～11 月	郵送による 配付・回収	47.1% 238/505
障がい児向け 調査	水俣市内の 18 歳未満の 障害者手帳等の所持者及び 障害児通所受給者証所持者			40.0% 18/45

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する住民等の意見反映の一環としてパブリックコメントを実施し、計画書素案に対する意見の聴取を行います。

第2章 水俣市の障がいのある人を取り巻く現状

1 人口等に関する状況

(1) 人口の推移

本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査では23,557人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も減少すると予測されています。

老年人口の割合（高齢化率）は令和2年の国勢調査で40.9%となっており、今後も上昇すると推計されています。

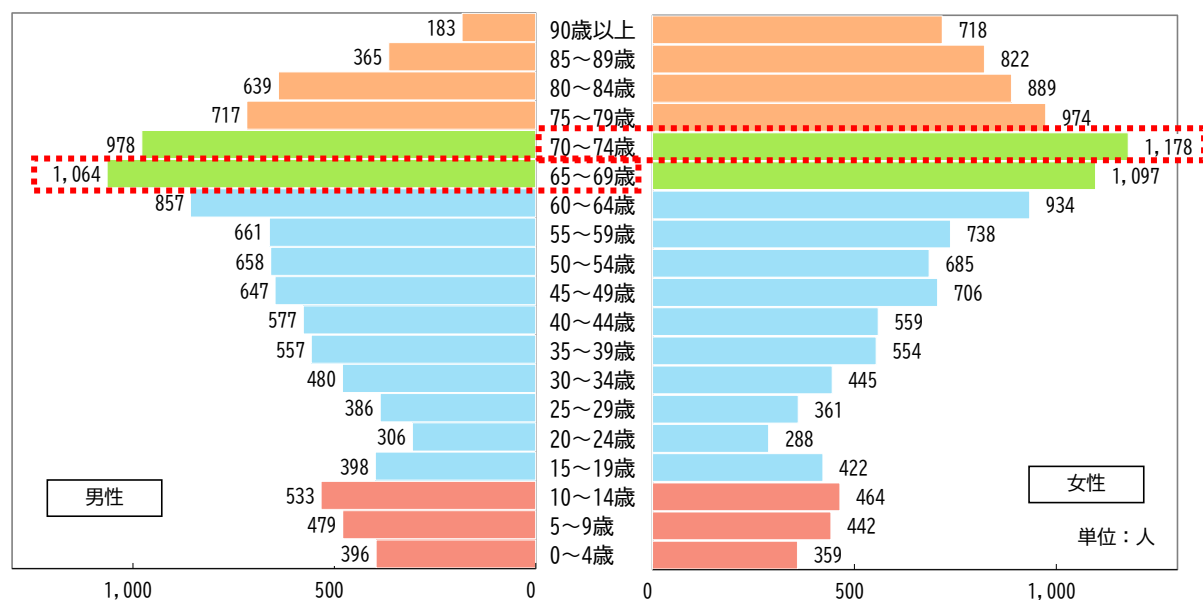


資料：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は「将来推計人口（平成30年）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢別人口の状況

本市の人口を年齢5歳階級・男女別人口でみると、男性は65～69歳の層が、女性は70～74歳の層が最も高くなっています。

■令和2年の年齢5歳階級・男女別人口



資料：「令和2年国勢調査」総務省

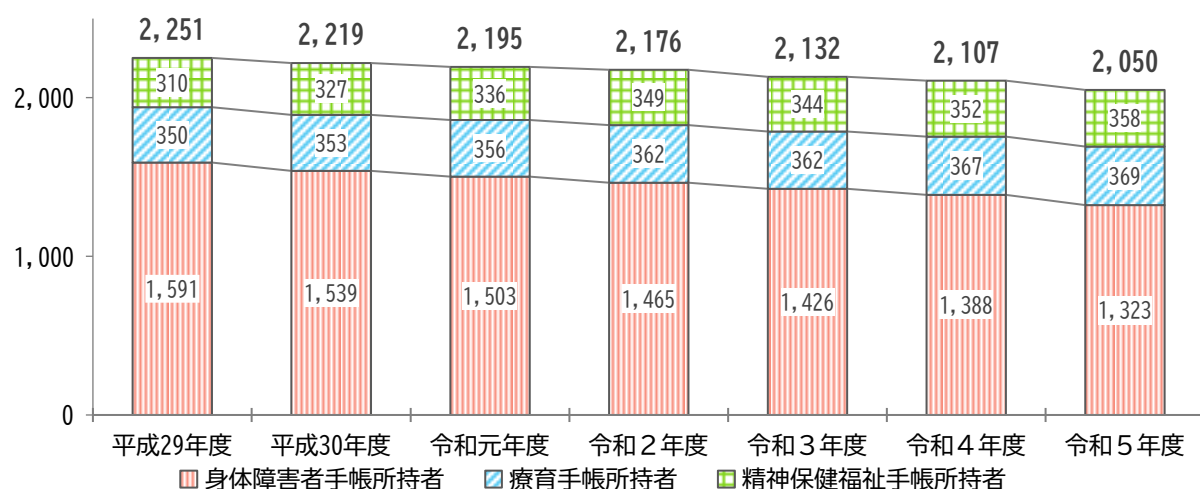
2 障がいのある人の状況

(1) 各手帳所持者数等の推移

本市の手帳所持者延べ人数は減少しており、令和5年度の手帳所持者延べ人数は2,050人となっています。

手帳の種類別でみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、令和5年度は358人となっており、平成29年度比で48人増（15.5%増）と大きく増加しています。



年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
所持者数延べ人数（人）		2,251	2,219	2,195	2,176	2,132	2,107	2,050
身体障害者手帳	所持者数（人）	1,591	1,539	1,503	1,465	1,426	1,388	1,323
	構成比（%）	70.7%	69.4%	68.5%	67.3%	66.9%	65.9%	64.5%
療育手帳	所持者数（人）	350	353	356	362	362	367	369
	構成比（%）	15.5%	15.9%	16.2%	16.6%	17.0%	17.4%	18.0%
精神障害者保健福祉手帳	所持者数（人）	310	327	336	349	344	352	358
	構成比（%）	13.8%	14.7%	15.3%	16.0%	16.1%	16.7%	17.5%

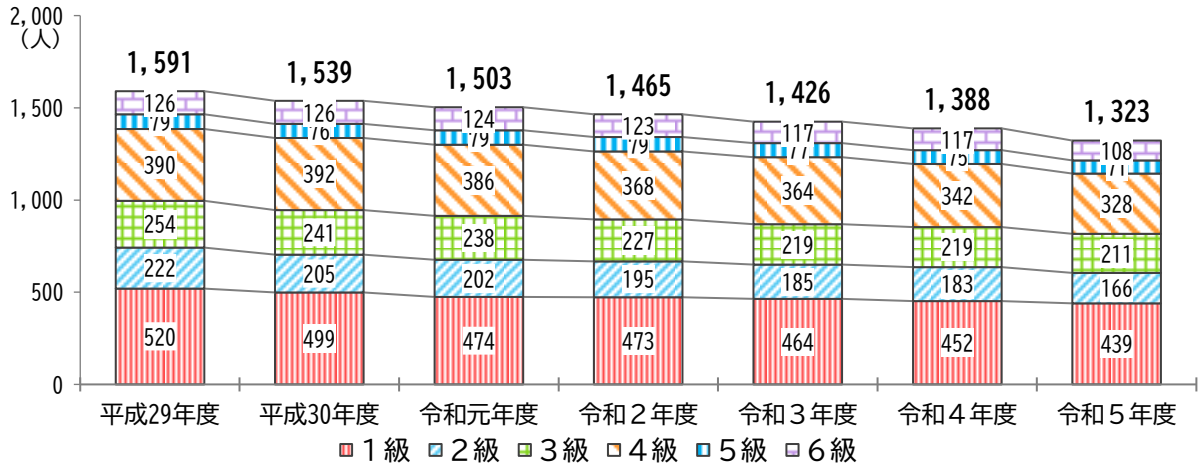
資料：福祉課（各年度4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

障害程度等級別でみると、全ての区分で減少しています。

特に、2級は平成29年度比で56人減（25.2%減）と減少割合が大きくなっています。

また、障がい種別でみると肢体不自由が676人と平成29年度比で200人減（22.8%減）、音声・言語・そしゃく機能障がいが35人と同9人増（29.6%増）となっています。



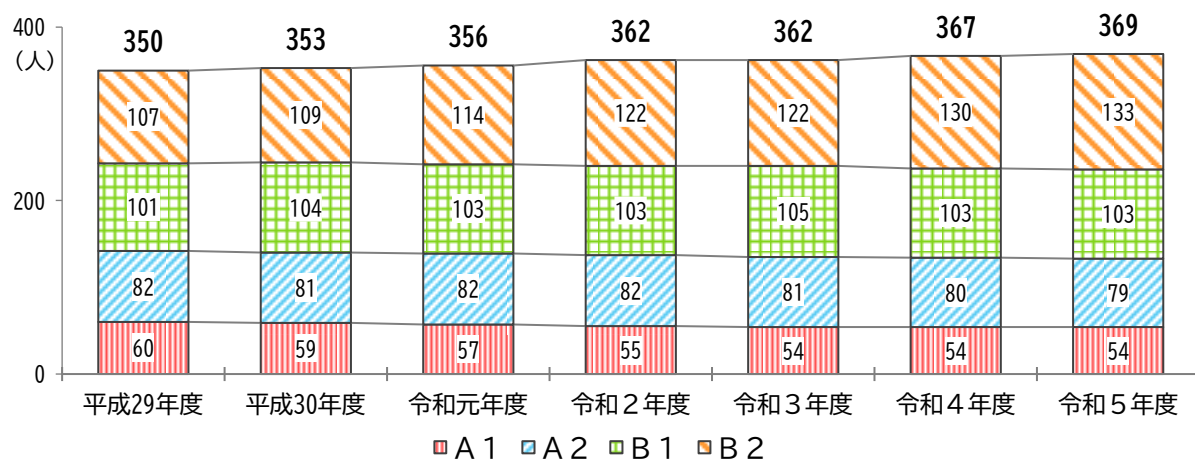
年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
障害程度等級別	1 級	520	499	474	473	464	452	439
	2 級	222	205	202	195	185	183	166
	3 級	254	241	238	227	219	219	211
	4 級	390	392	386	368	364	342	328
	5 級	79	76	79	79	77	75	71
	6 級	126	126	124	123	117	117	108
年齢別	18 歳未満	11	8	9	11	14	13	13
	18 歳以上	1,580	1,531	1,494	1,455	1,412	1,375	1,310
障がい種別	視覚障がい	100	94	91	91	90	90	83
	聴覚・ 平衡機能障がい	219	221	16	215	202	201	188
	音声・言語・ そしゃく機能障がい	27	27	27	26	36	35	35
	肢体不自由	876	830	804	761	746	719	676
	内部障がい	441	430	428	424	437	429	420
合計※		1,591	1,539	1,503	1,465	1,426	1,388	1,323

※重複した障がいがある人がいるため、上記の合計と障がい種別の合計は一致しない。

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は増加傾向にあり、障害程度別でみると、A 1 は令和 5 年度の 54 人と平成 29 年度比で 6 人減（10.0%減）、A 2、B 1 はそれぞれ微減、微増、B 2 は 133 人と平成 29 年度比で 26 人増（24.3%増）と他の障害程度と比較して大幅に増加しています。



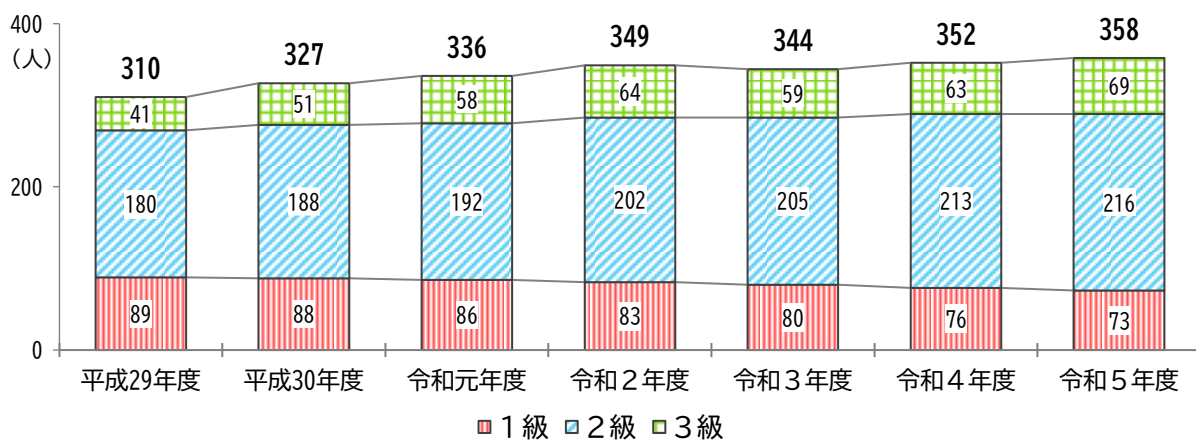
年度		平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
障害 程度 別	A 1	60	59	57	55	54	54	54
	A 2	82	81	82	82	81	80	79
	B 1	101	104	103	103	105	103	103
	B 2	107	109	114	122	122	130	133
年齢 別	18 歳未満	70	70	66	68	63	65	73
	18 歳以上	280	283	290	294	299	302	296
合計		350	353	356	362	362	367	369

資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

障害等級別でみると、1級は減少し、2級、3級は増加しています。

特に3級は、令和5年度は69人となっており、平成29年度比で28人（68.3%増）と大きく増加しています。

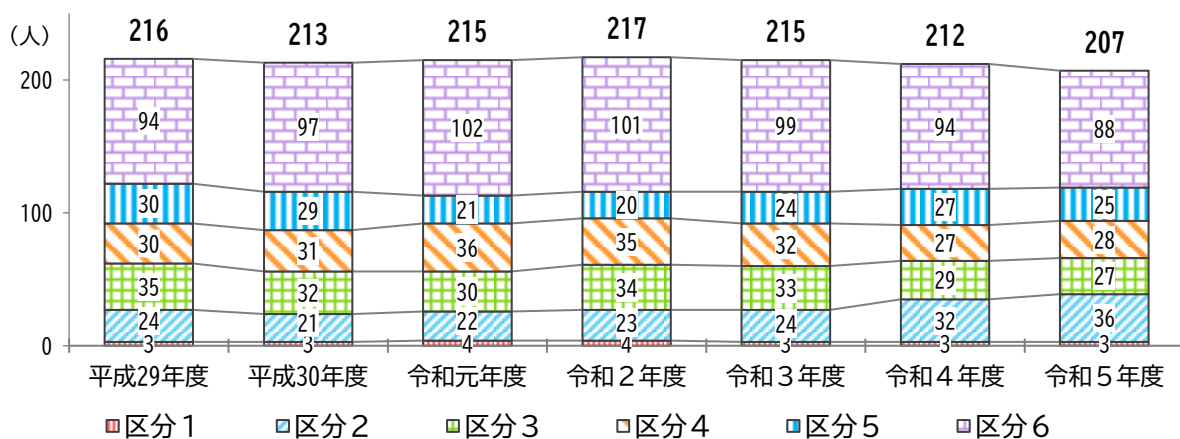


年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
障害等級別	1 級	89	88	86	83	80	76	73
	2 級	180	188	192	202	205	213	216
	3 級	41	51	58	64	59	63	69
年齢別	18 歳未満	6	8	6	8	8	13	16
	18 歳以上	304	319	330	341	336	339	342
合計		310	327	336	349	344	352	358

資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

(5) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の数は、減少傾向にあり、令和5年度は207人となっています。
区分別でみると、区分6が最も多く令和5年度は88人と全体の約4割を占めています。



年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
区分 1	3	3	4	4	3	3	3
区分 2	24	21	22	23	24	32	36
区分 3	35	32	30	34	33	29	27
区分 4	30	31	36	35	32	27	28
区分 5	30	29	21	20	24	27	25
区分 6	94	97	102	101	99	94	88
合計	216	213	215	217	215	212	207

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

3 障がい児の状況

(1) 障害児通所受給者証所持者数

障害児通所受給者証所持者数は増加しており、令和5年度は158人と、平成29年度比で94人（146.9%増）と大きく増加しています。

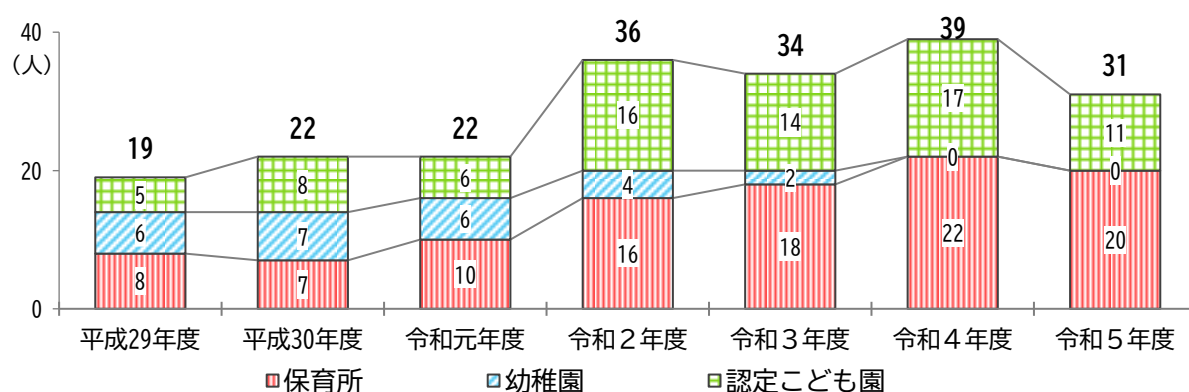
年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
所持者数（人）	64	81	98	113	132	136	158

資料：福祉課（各年度4月1日時点）

(2) 保育所等の受入状況

保育所等の障がい児の受入状況については、年によって変動はあるものの、令和2年度以降は30人台で推移しており、令和5年度は31人となっています。

受入施設については、令和5年度時点で10施設となっています。



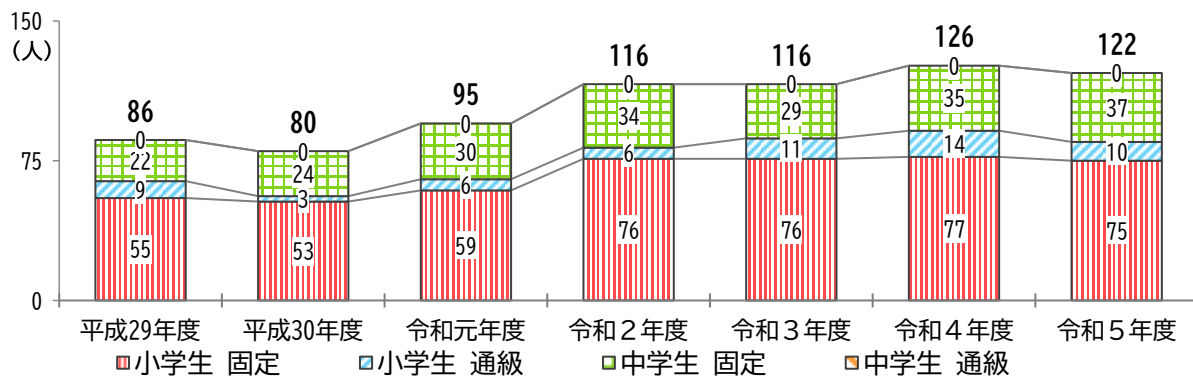
年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	R5年度の 受入施設数
保育所（人）	8	7	10	16	18	22	20	6箇所
幼稚園（人）	6	7	6	4	2	0	0	0箇所
認定こども園（人）	5	8	6	16	14	17	11	4箇所
合計（人）	19	22	22	36	34	39	31	10箇所

※各保育施設等に通っている、障害者手帳等所持者及び障害児通所受給者証所持者の合計

資料：福祉課（各年度4月1日時点）

(3) 特別支援学級の児童・生徒数

特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。小学生全体で令和5年度は85人と平成29年度比で21人増(24.7%増)、中学生全体で令和5年度は37人と同15人増(68.2%増)と、特に中学生の特別支援学級利用者が増加しています。



年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
小学生	固定(人)	55	53	59	76	76	77	75
	通級(人)	9	3	6	6	11	14	10
	合計(人)	64	56	65	82	87	91	85
中学生	固定(人)	22	24	30	34	29	35	37
	合計(人)	22	24	30	34	29	35	37
合計(人)		86	80	95	116	116	126	122

※中学校では通級を実施していない。

資料：教育課（各年度4月1日時点）

4 アンケート調査結果

(1) 障がい者（18 歳以上）向けアンケート調査結果から

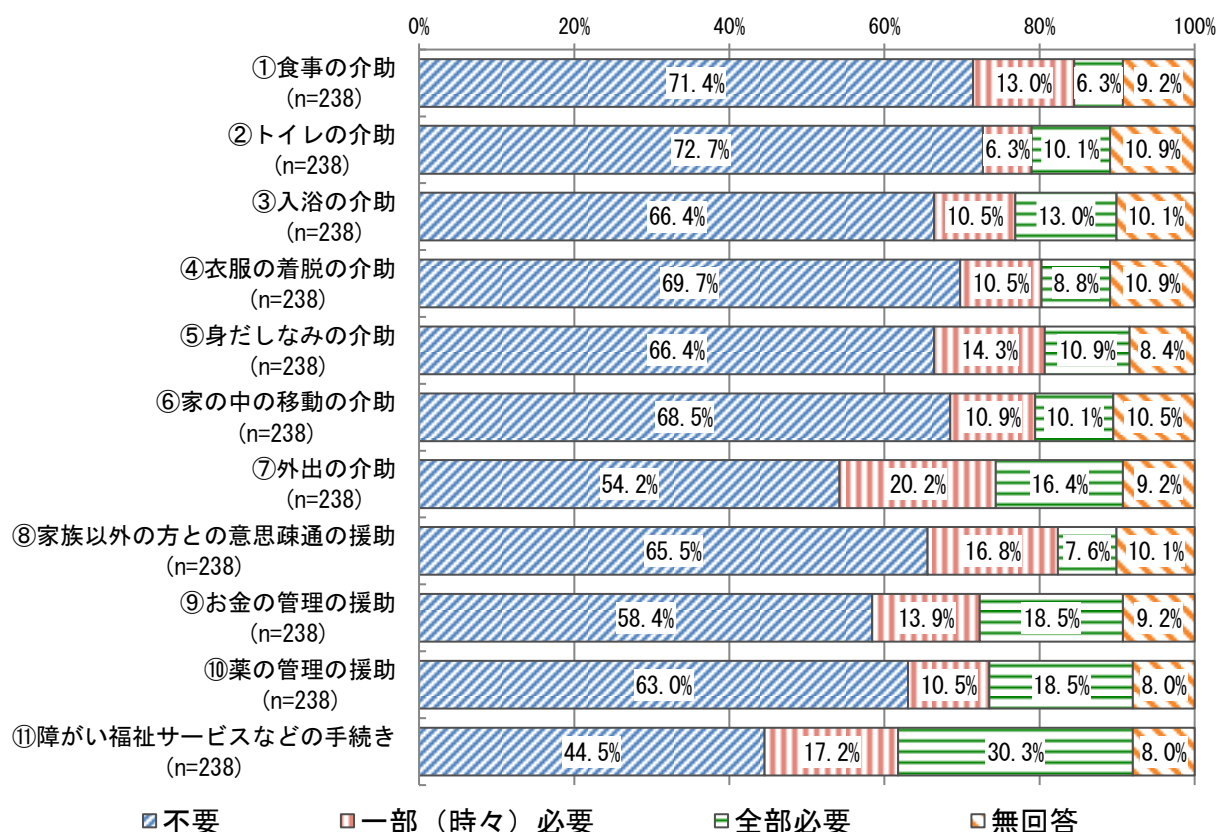
①日常生活の中で必要とする支援

日常生活の中で支援が「一部（時々）必要」であるものの割合については「⑦外出の介助」が 20.2%と最も高く、次いで「⑪障がい福祉サービスなどの手続き」が 17.2%、「⑧家族以外の方との意思疎通の援助」が 16.8%となっています。

「全部必要」の割合については、「⑪障がい福祉サービスなどの手続き」が 30.3%と最も高く、次いで「⑨お金の管理の援助」と「⑩薬の管理の援助」が 18.5%となっています。

「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計については「⑪障がい福祉サービスなどの手続き」が 47.5%と最も高く、次いで「⑦外出の介助」が 36.6%、「⑨お金の管理の援助」が 32.4%となっています。

■日常生活の中で必要とする支援



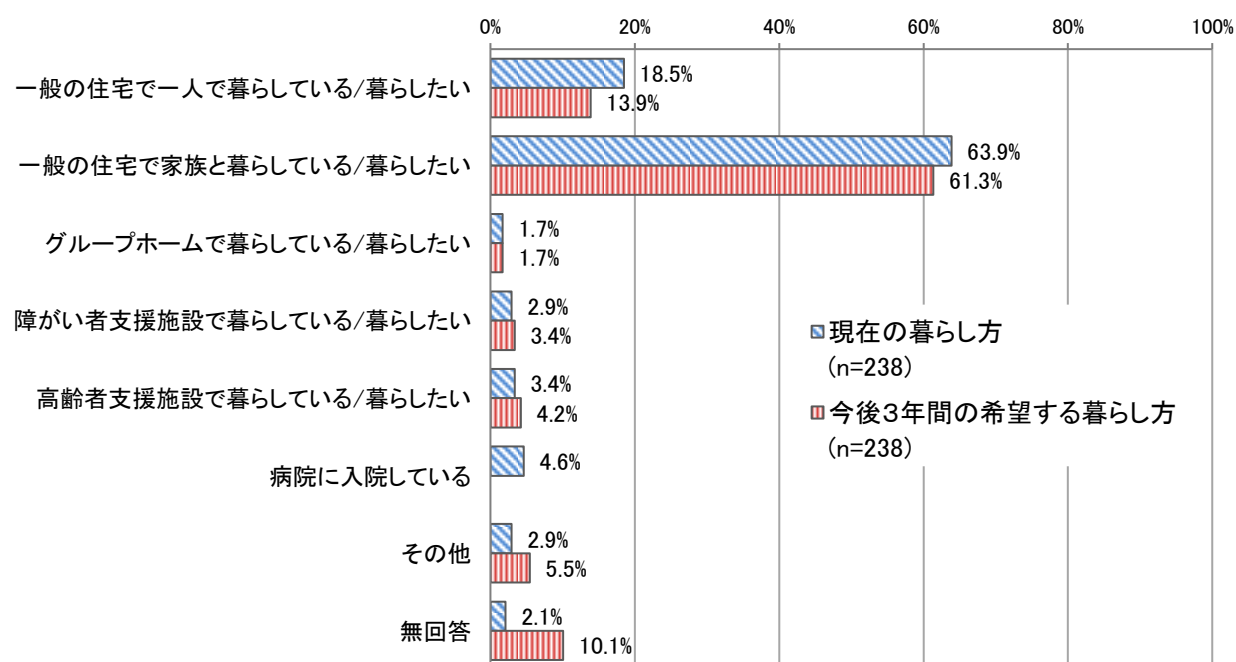
■「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計

①食事の介助	②トイレの介助	③入浴の介助	④衣服の着脱の介助	⑤身だしなみの介助	⑥家の中の移動の介助
19.3%	16.4%	23.5%	19.3%	25.2%	21.0%
⑦外出の介助	⑧家族以外の方との意思疎通の援助	⑨お金の管理の援助	⑩薬の管理の援助	⑪障がい福祉サービスなどの手続き	
36.6%	24.4%	32.4%	29.0%	47.5%	

②暮らし方について

現在の暮らし方と今後3年間の希望する暮らし方についてみると、現在の暮らし方と今後3年間の希望する暮らし方の両方で、「一般の住宅で家族と暮らしている/暮らしたい」が最も高く、次いで「一般の住宅で一人で暮らしている/暮らしたい」となっています。

■現在の暮らし方と今後3年間の希望する暮らし方



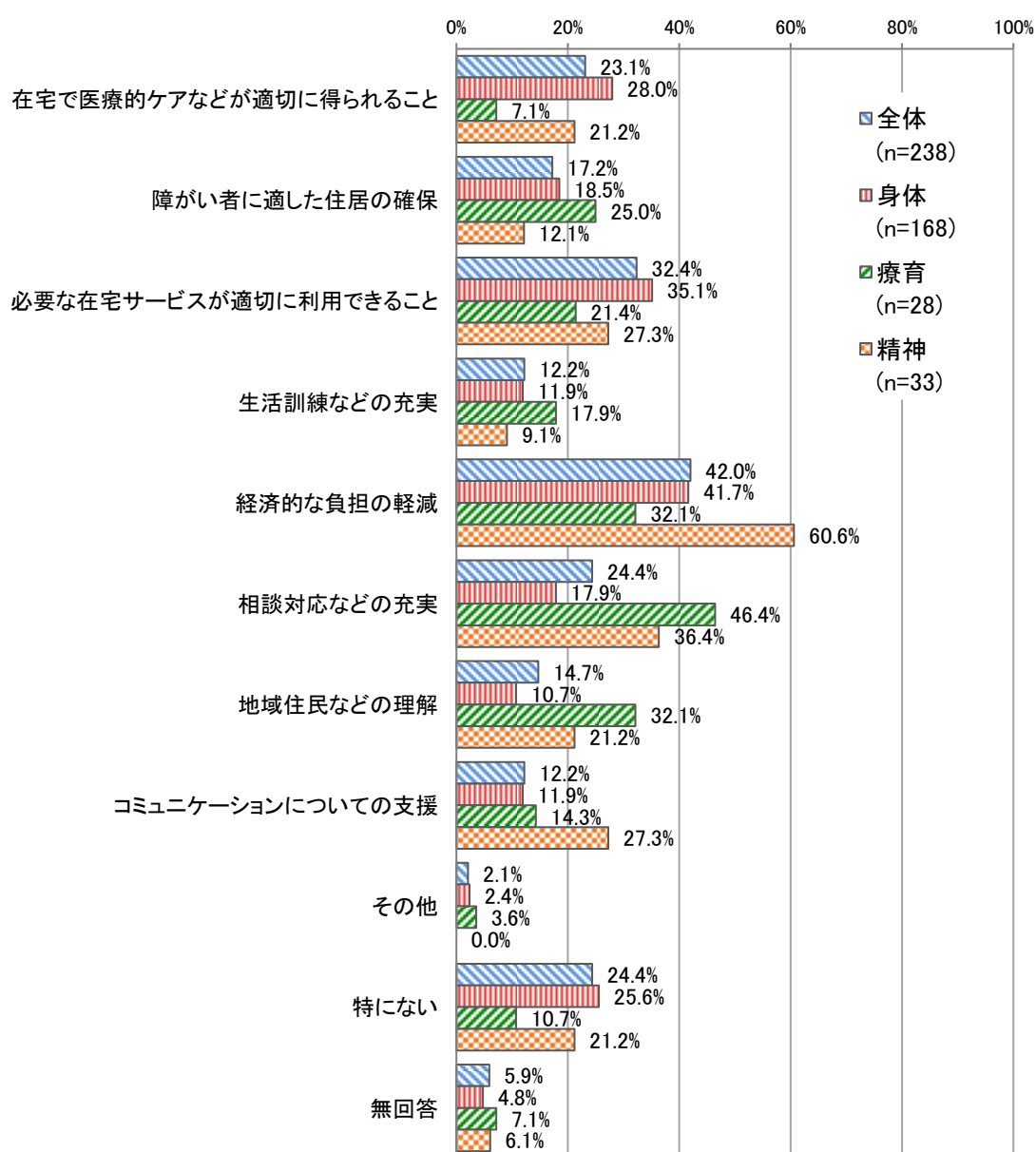
※今後の暮らし方の設問には「病院に入院したい」に相当する選択肢は含んでいない。

希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が 42.0%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 32.4%、「相談対応などの充実」と「特にない」が 24.4%となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者（以下「身体」）と精神障害者保健福祉手帳所持者（以下「精神」）で「経済的な負担の軽減」が、療育手帳所持者（以下「療育」）では「相談対応などの充実」が、それぞれ最も高くなっています。

特に、精神では「経済的な負担の軽減」が 60.6%と他の手帳種と比較して特に高くなっています。

■希望する暮らしを送るために必要な支援



③日中の過ごし方と就労について

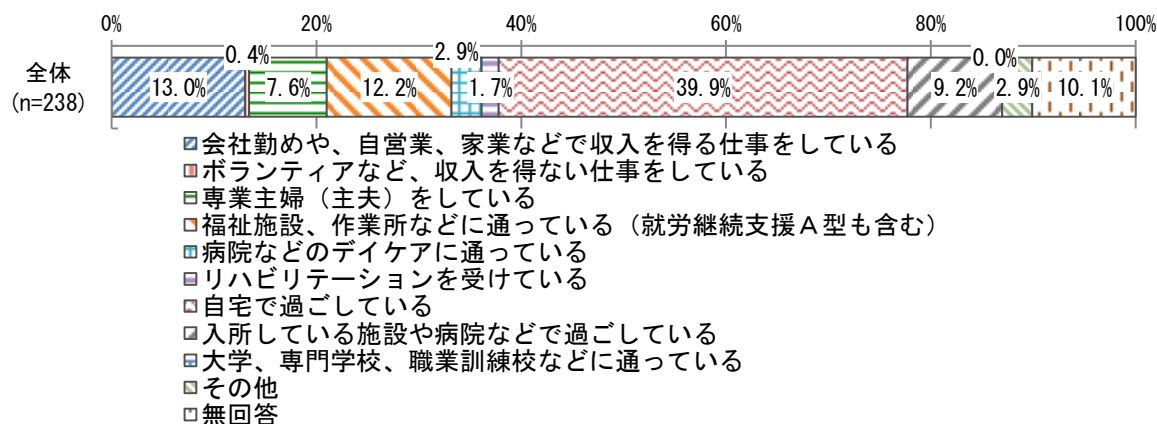
日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が 39.9%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が 13.0%、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が 12.2%となっています。

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合について手帳種別でみると、身体で 12.5%、療育で 25.0%、精神で 3.3%となっています。

就労形態については、「正職員で他の職員との勤務条件などに違いはない」と「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が 29.0%と最も高く、次いで「自営業、農林水産業など」が 25.8%、「正職員で短時間勤務などの障がい者配慮がある」が 9.7%となっています。

「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外を回答した 18～64 歳の就労意向については、「仕事をしたい」が 30.6%、「仕事をしたくない」が 8.2%、「障がいなどのため仕事ができない」が 32.7%、「わからない」が 14.3%となっています。

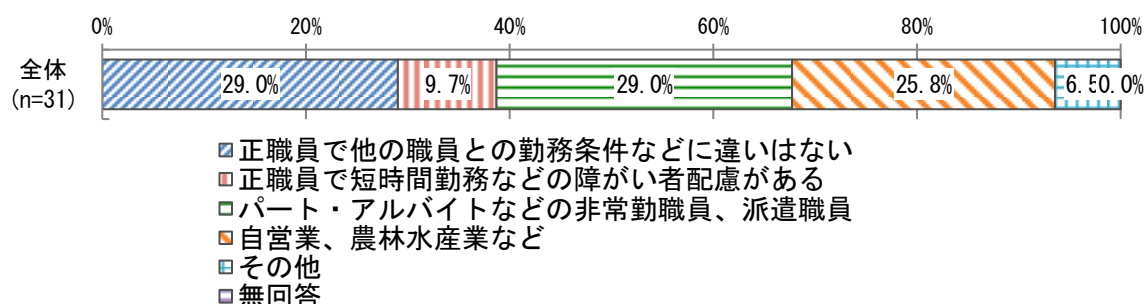
■日中の過ごし方



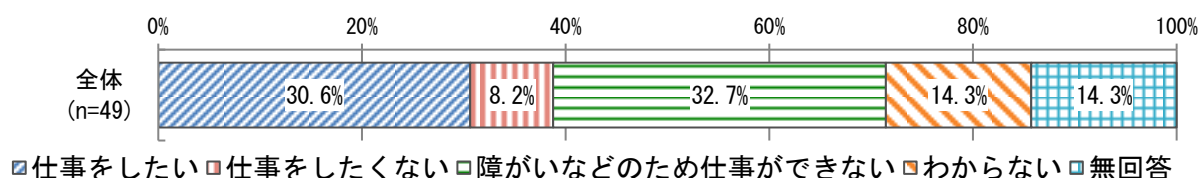
■「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合

全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
13.0%	12.5%	25.0%	3.3%

■就労形態（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した方のみ）



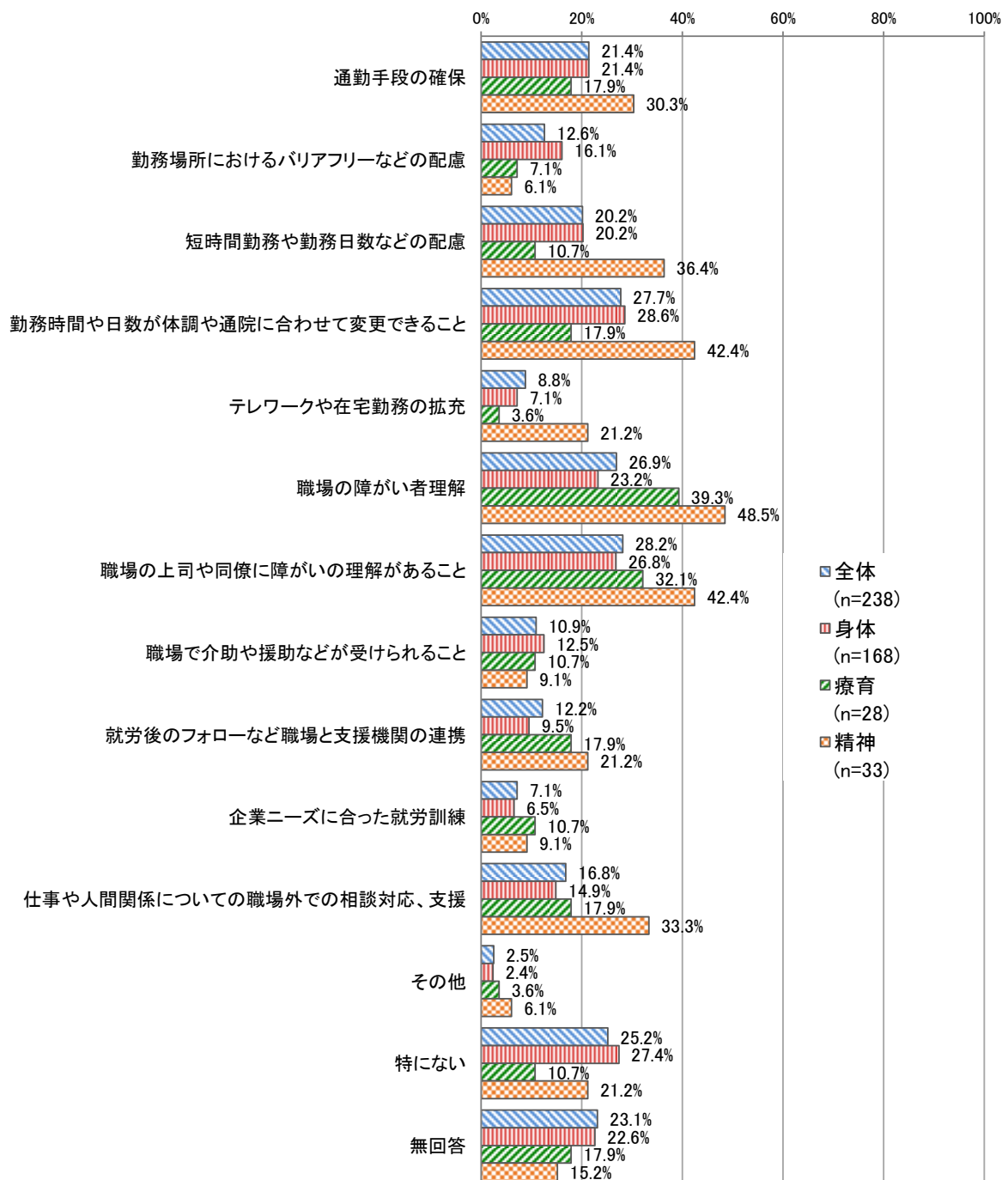
■就労意向（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外を回答した 18～64 歳のみ）



障がいのある人の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が28.2%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調や通院に合わせて変更できること」が27.7%、「職場の障がい者理解」が26.9%となっています。

手帳種別でみると、身体で「勤務時間や日数が体調や通院に合わせて変更できること」が、療育と精神で「職場の障がい者理解」が、それぞれ最も高くなっています。

■障がいのある人の就労支援として必要なこと

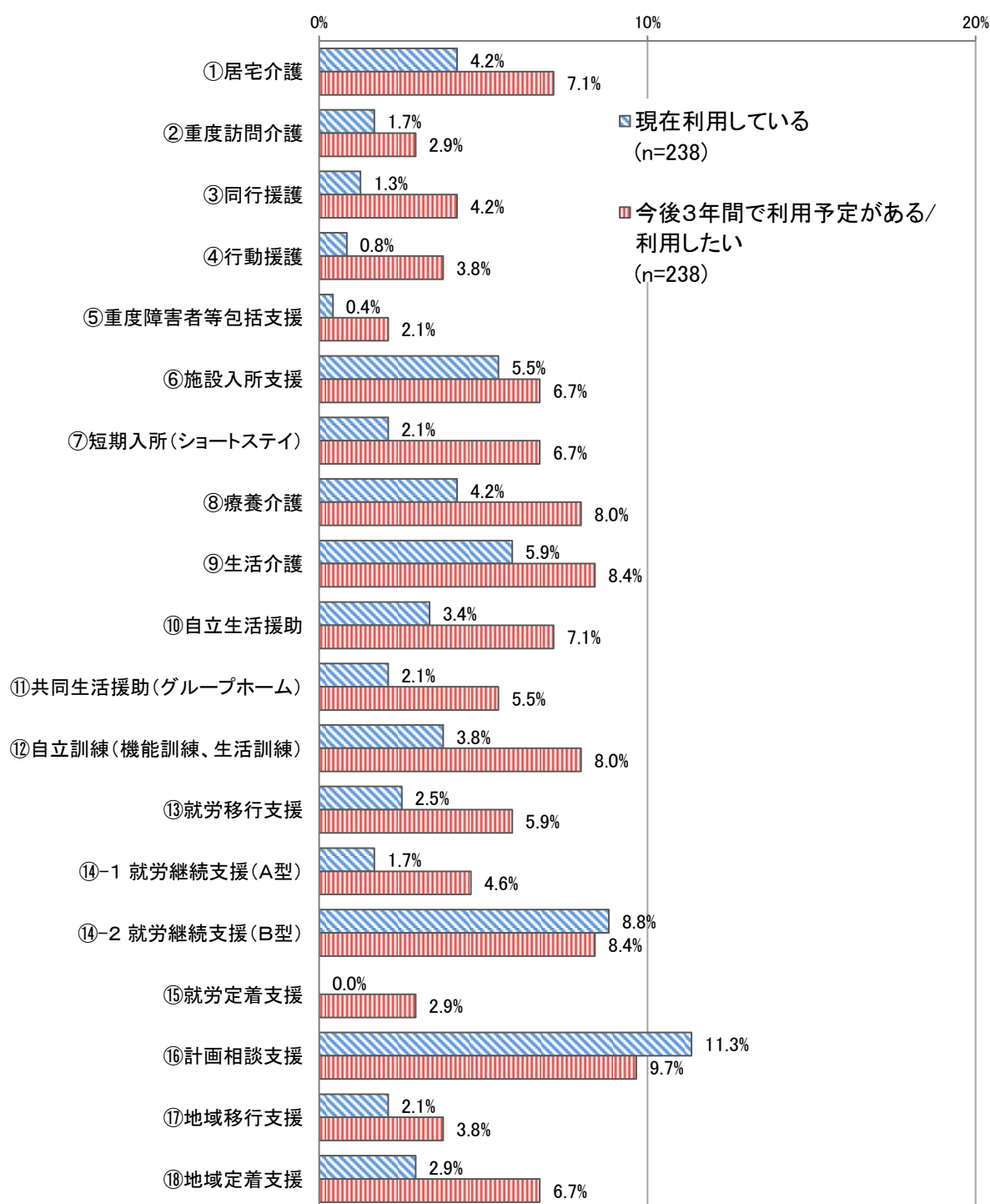


④障害福祉サービスの利用

障害福祉サービスを「現在利用している」割合については、「⑯計画相談支援」が11.3%と最も高く、次いで「⑭-2 就労継続支援B型」が8.8%、「⑨生活介護」が5.9%となっています。

「今後3年間で利用予定がある/利用したい」割合については、「⑯計画相談支援」が9.7%と最も高く、次いで「⑭-2 就労継続支援B型」と「⑨生活介護」が8.4%となっています。

■現在利用しているサービスと今後3年間で利用予定がある/利用したいサービス

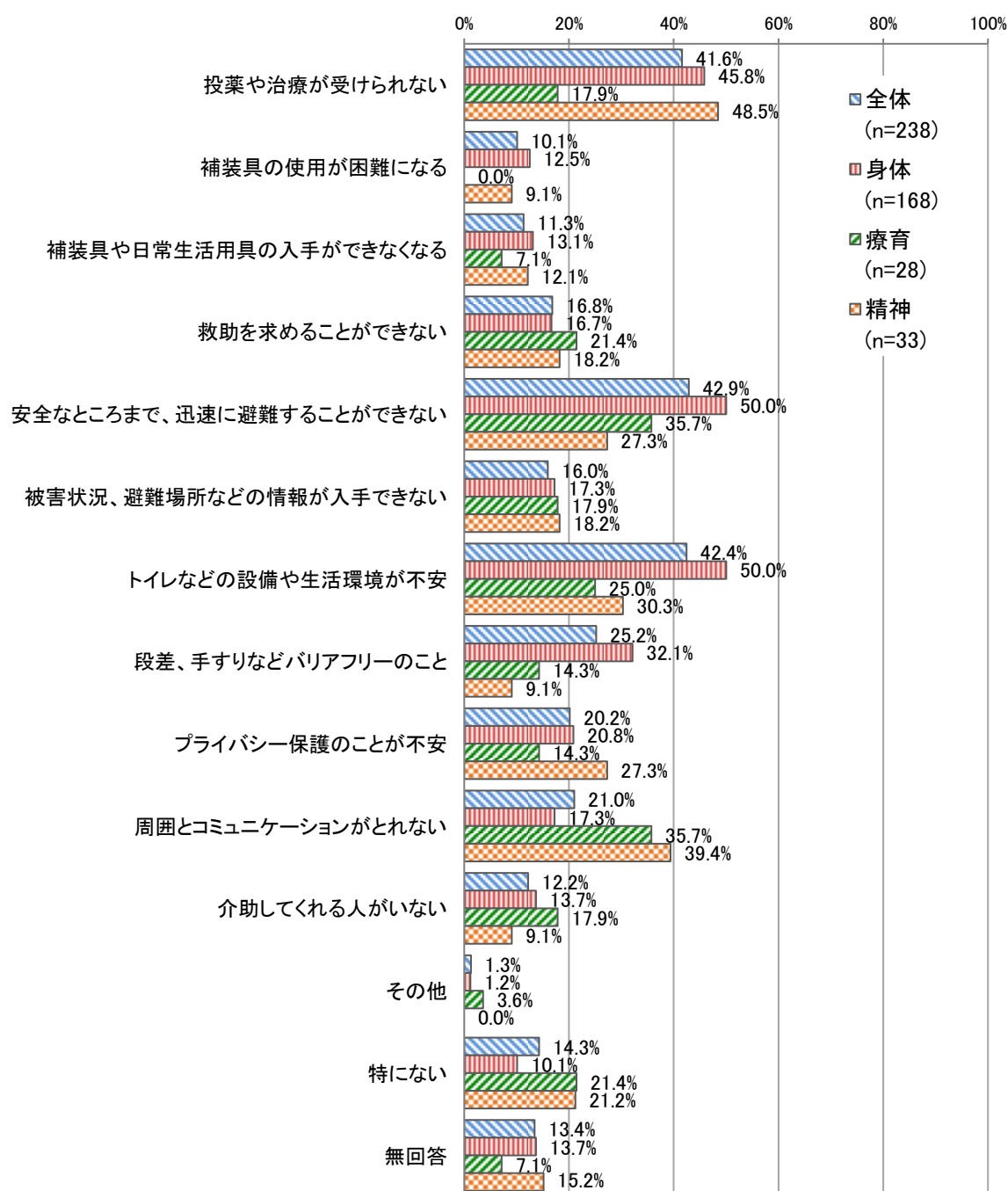


⑤災害時に困ること

災害時に困ることについては、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が42.9%と最も高く、次いで「トイレなどの設備や生活環境が不安」が42.4%、「投薬や治療が受けられない」が41.6%となっています。

手帳種別でみると、身体で「安全なところまで、迅速に避難することができない」が、療育で「安全なところまで、迅速に避難することができない」と「トイレなどの設備や生活環境が不安」が、精神で「投薬や治療が受けられない」が、それぞれ最も高くなっています。

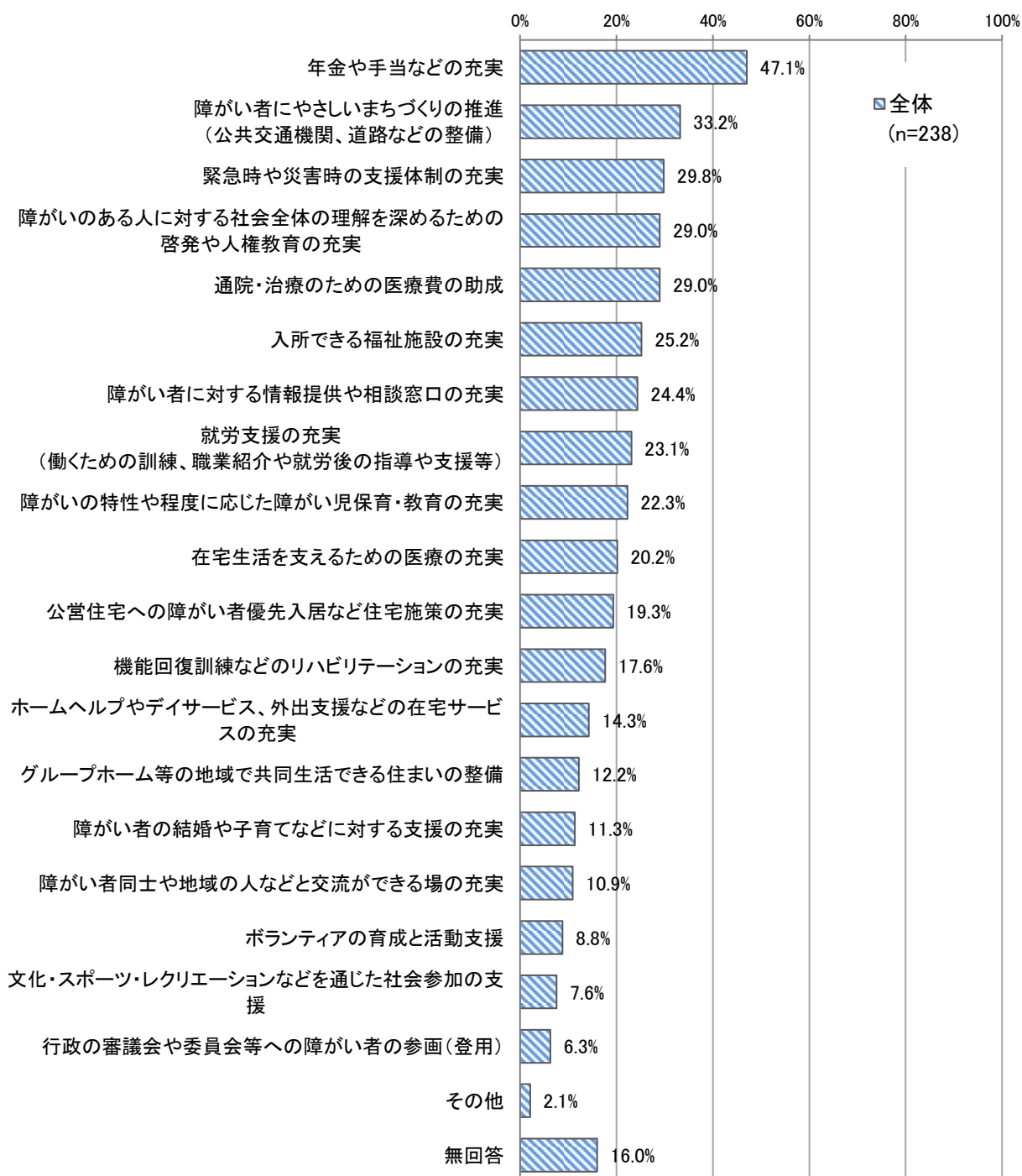
■災害時に困ること



⑥障がいのある人への支援として、行政がさらに充実すべきこと

障がいのある人への支援として、行政がさらに充実すべきことについては、「年金や手当などの充実」が47.1%と最も高く、次いで「障がい者にやさしいまちづくりの推進（公共交通機関、道路などの整備）」が33.2%、「緊急時や災害時の支援体制の充実」が29.8%となっています。

■障がいのある人への支援として、行政がさらに充実すべきこと



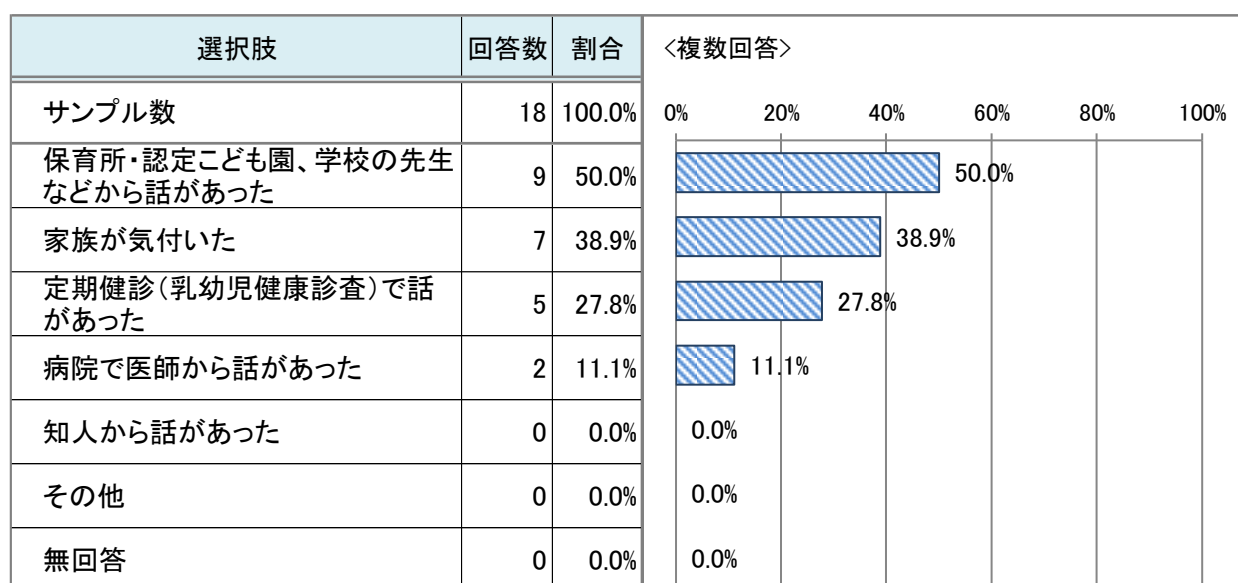
(2) 障がい児（18 歳未満）向けアンケート調査結果から

①障がい児の状況

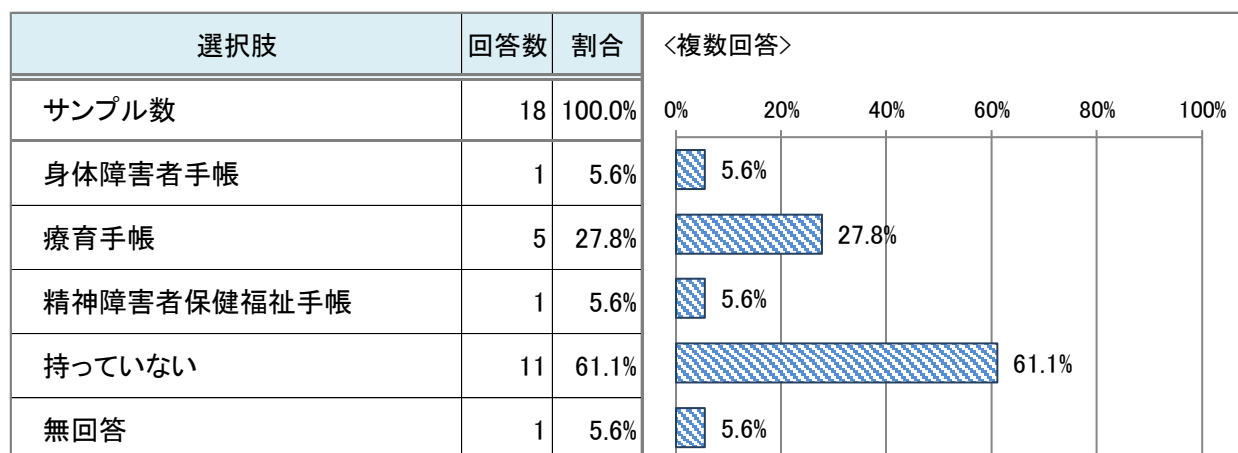
発育・発達に関することが気になり始めたきっかけについては、「保育所・認定こども園、学校の先生などから話があった」が 50.0%と最も高く、次いで「家族が気付いた」が 38.9%、「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」が 27.8%となっています。

障害者手帳の所持状況については、「身体障害者手帳」が 5.6%、「療育手帳」が 27.8%、「精神障害者保健福祉手帳」が 5.6%、「持っていない」が 61.1%となっています。

■発育・発達に関することが気になり始めたきっかけ



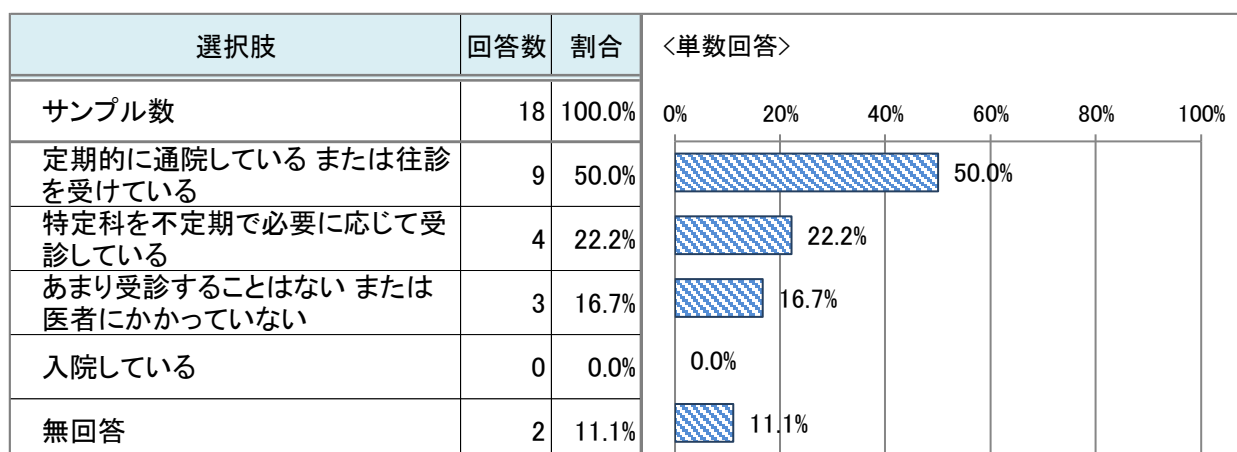
■障害者手帳の所持状況



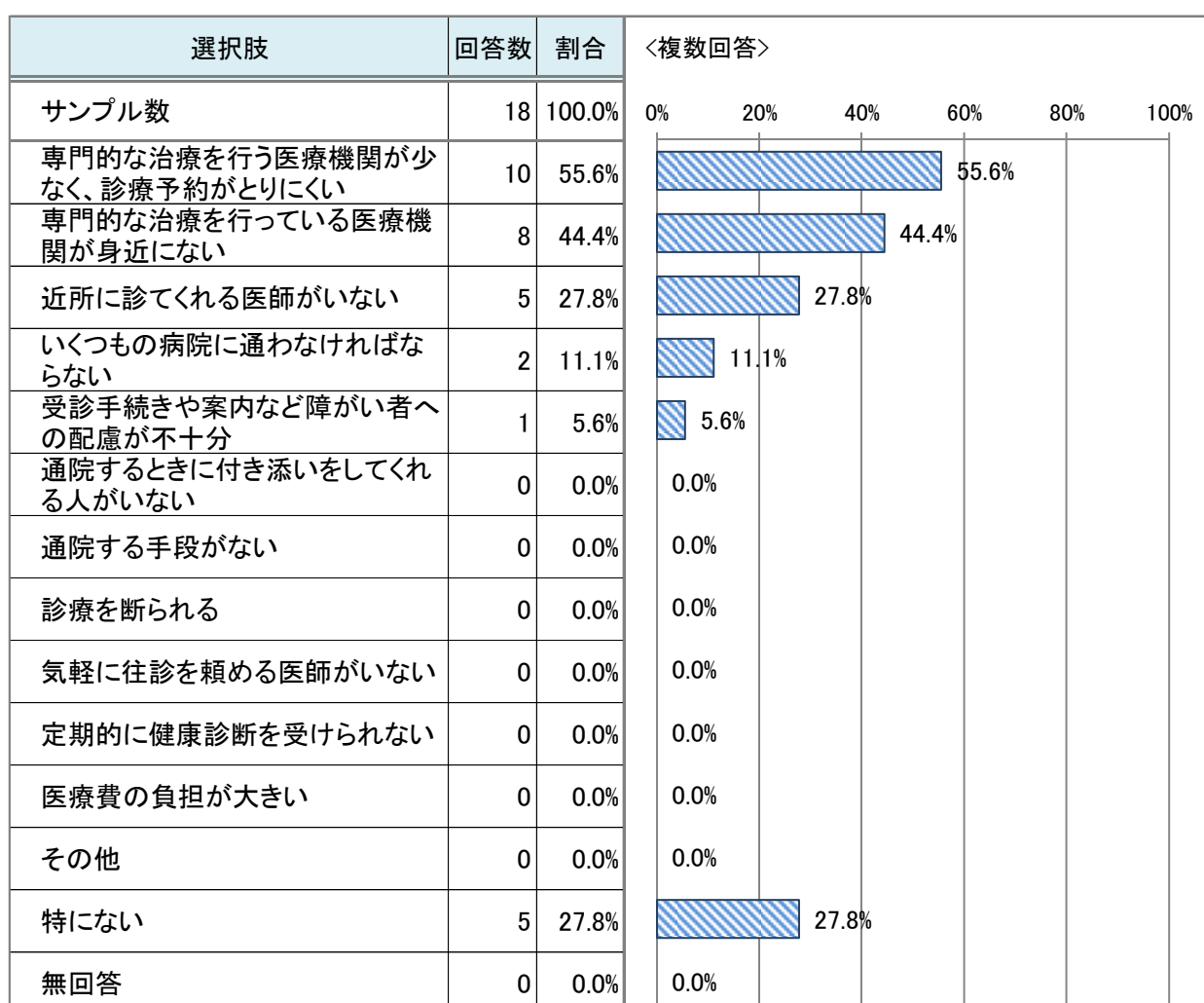
医療機関の受診状況については、「定期的に通院している または往診を受けている」が50.0%、「特定科を不定期で必要に応じて受診している」が22.2%、「あまり受診することはない または 医者にかかっていない」が16.7%となっています。

医療について困っていることについては、「専門的な治療を行う医療機関が少なく、診療予約がとりにくい」が55.6%と最も高く、次いで「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が44.4%、「近所に診てくれる医師がいない」と「特にない」が27.8%となっています。

■医療機関の受診状況



■医療について困っていること



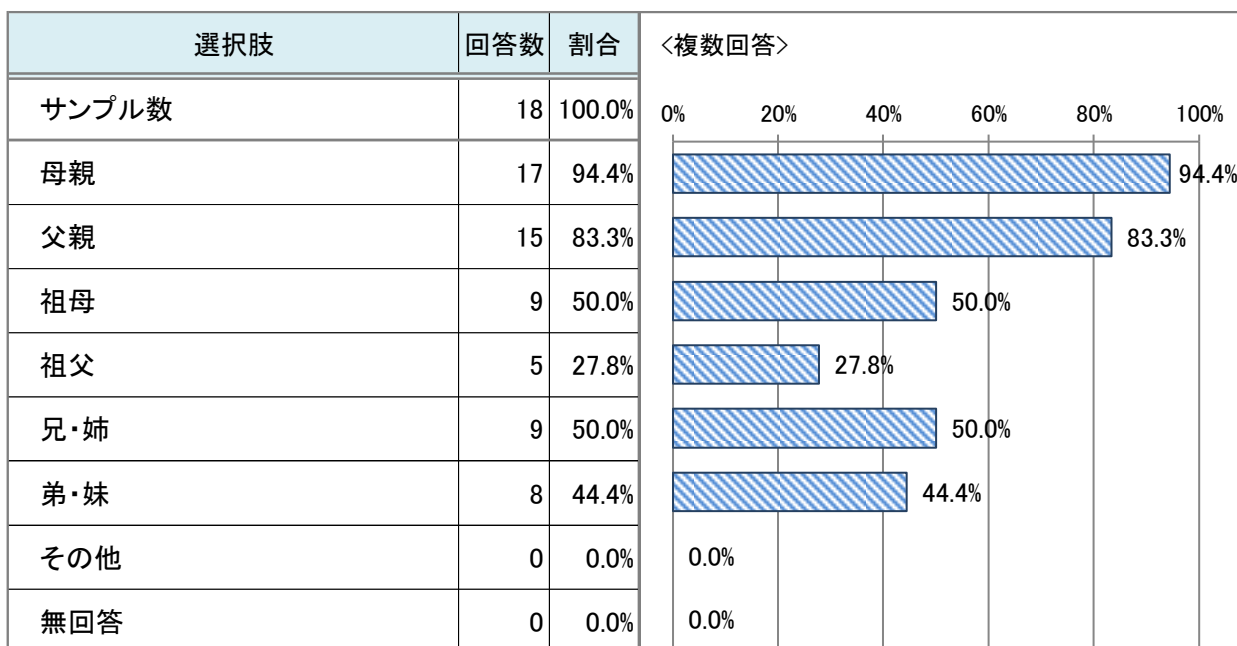
②家族の状況

現在同居している家族については、「母親」が 94.4%と最も高く、次いで「父親」が 83.3%、「祖母」と「兄・姉」が50.0%となっています。

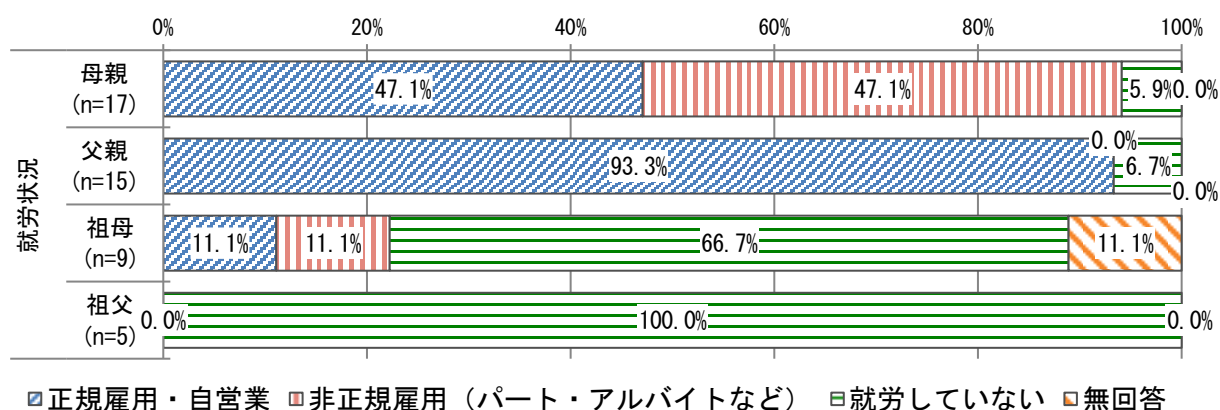
現在同居している家族の就労状況については、母親は「正規雇用・自営業」が47.1%、「非正規雇用（パート・アルバイトなど）」が47.1%と、94.2%が何らかの形で就労しています。

また、父親は「正規雇用」が 93.3%となっています。

■現在同居している家族



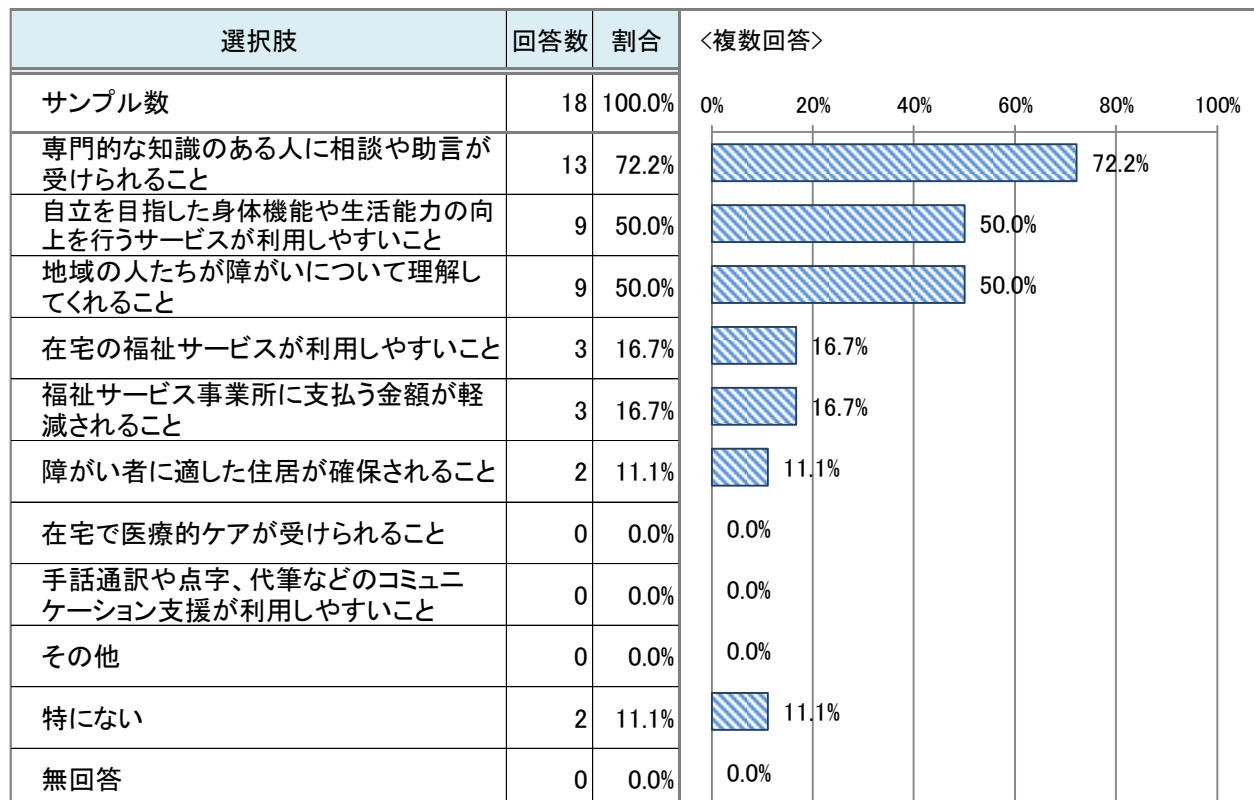
■家族の就労状況



③障がい児が地域で生活するために必要とする支援

障がい児が地域で生活するために必要とする支援については、「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が72.2%と最も高く、次いで「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」と「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」が50.0%、「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」と「福祉サービス事業所に支払う金額が軽減されること」が16.7%となっています。

■障がい児が地域で生活するために必要とする支援

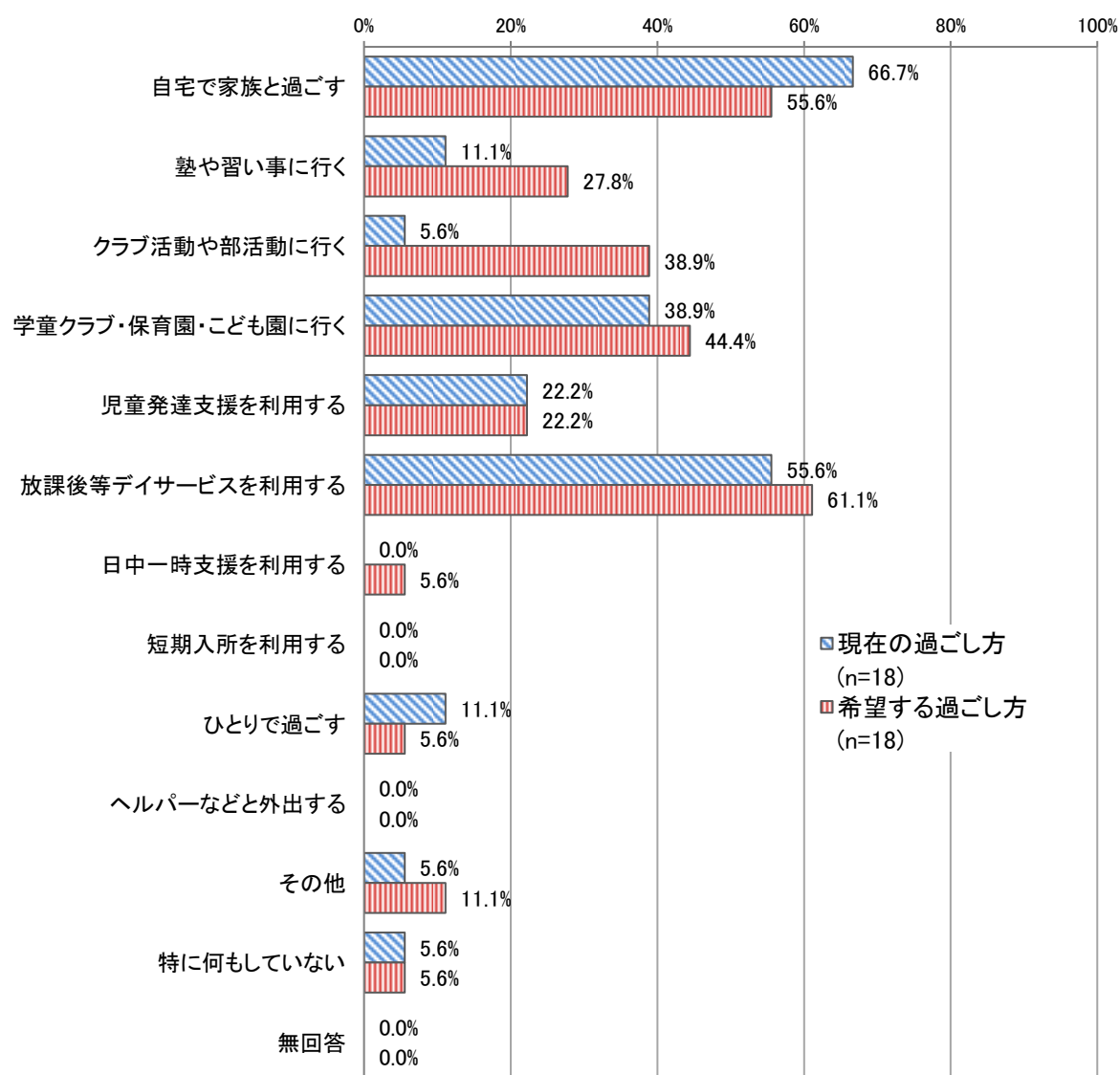


④日中の過ごし方

障がい児の放課後や長期休暇中など園や学校以外の時間の、現在の過ごし方と今後希望する過ごし方については、現在の過ごし方で「自宅で家族と過ごす」が、希望する過ごし方で「放課後等デイサービスを利用する」が、それぞれ最も高くなっています。

現在の過ごし方と希望する過ごし方の割合を比較すると、「塾や習い事に行く」と「クラブ活動や部活動に行く」で、希望する過ごし方の割合が現在の過ごし方の割合を 15 ポイント以上上回っています。

■放課後や長期休暇中など園や学校以外の時間の、現在の過ごし方と今後希望する過ごし方



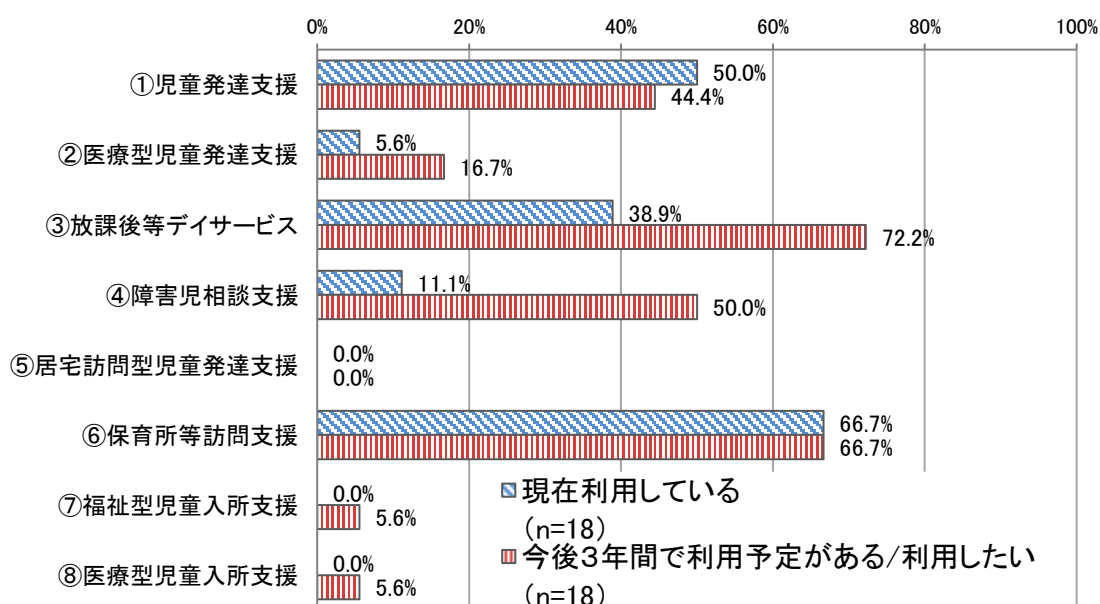
⑤障害児通所支援等の利用

障害児通所支援等の現在の利用と今後3年間の利用意向については、現在の利用では「⑥保育所等訪問支援」が、今後3年間の利用意向では「③放課後等デイサービス」が、それぞれ最も高くなっています。

現在の利用と今後3年間の利用意向を比較すると、「③放課後等デイサービス」と「④障害児相談支援」で今後の利用が現在の利用をそれぞれ30ポイント以上上回っています。

サービス利用について困っていることについては、「サービスに関する情報が少ない・入手しにくい」が55.6%と最も高く、次いで「サービス利用のための申請や手続きが大変である」が33.3%、「支給決定量や事業所が少なくもっと利用したいが利用できないサービスがある」と「特に困っていることはない」が16.7%となっています。

■障害児通所支援等の現在の利用と今後3年間の利用意向



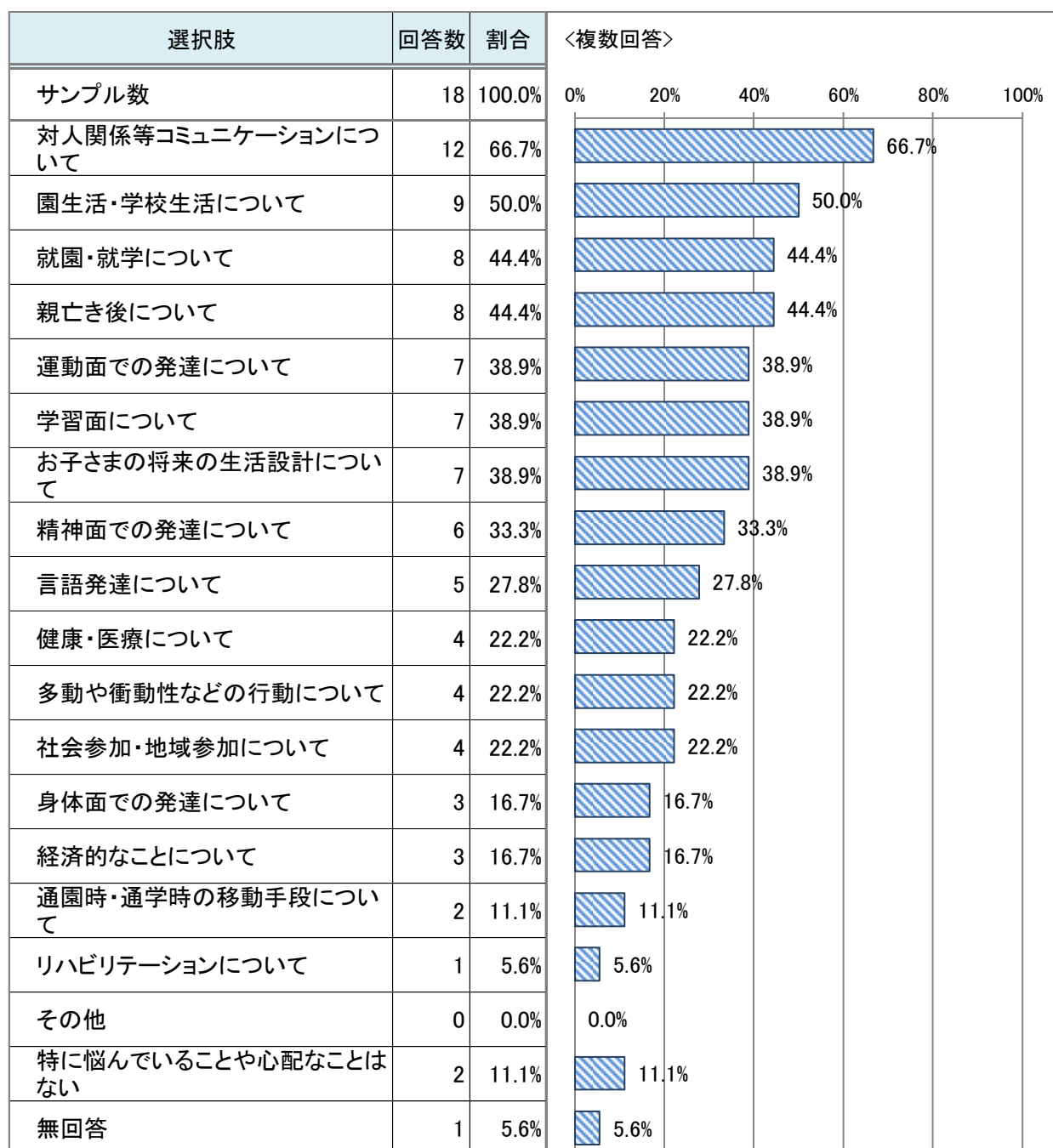
■サービス利用について困っていること

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	18	100.0%	
サービスに関する情報が少ない・入手しにくい	10	55.6%	55.6%
サービス利用のための申請や手続きが大変である	6	33.3%	33.3%
支給決定量や事業所が少なくもっと利用したいが利用できないサービスがある	3	16.7%	16.7%
利用したいが対象外などで申請できないサービスがある	2	11.1%	11.1%
送迎など家族の負担が大きい	1	5.6%	5.6%
サービス利用についての相談先がない	0	0.0%	0.0%
引き受けてくれるサービス事業所がない	0	0.0%	0.0%
サービスの利用料金の負担が大きい	0	0.0%	0.0%
通所先や入所先などでの利用者間の人間関係に困っている	0	0.0%	0.0%
ヘルパーや施設職員などの障がい理解などに不安を感じる ことがある	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%
特に困っていることはない	3	16.7%	16.7%
無回答	2	11.1%	11.1%

⑥障がい児福祉施策について

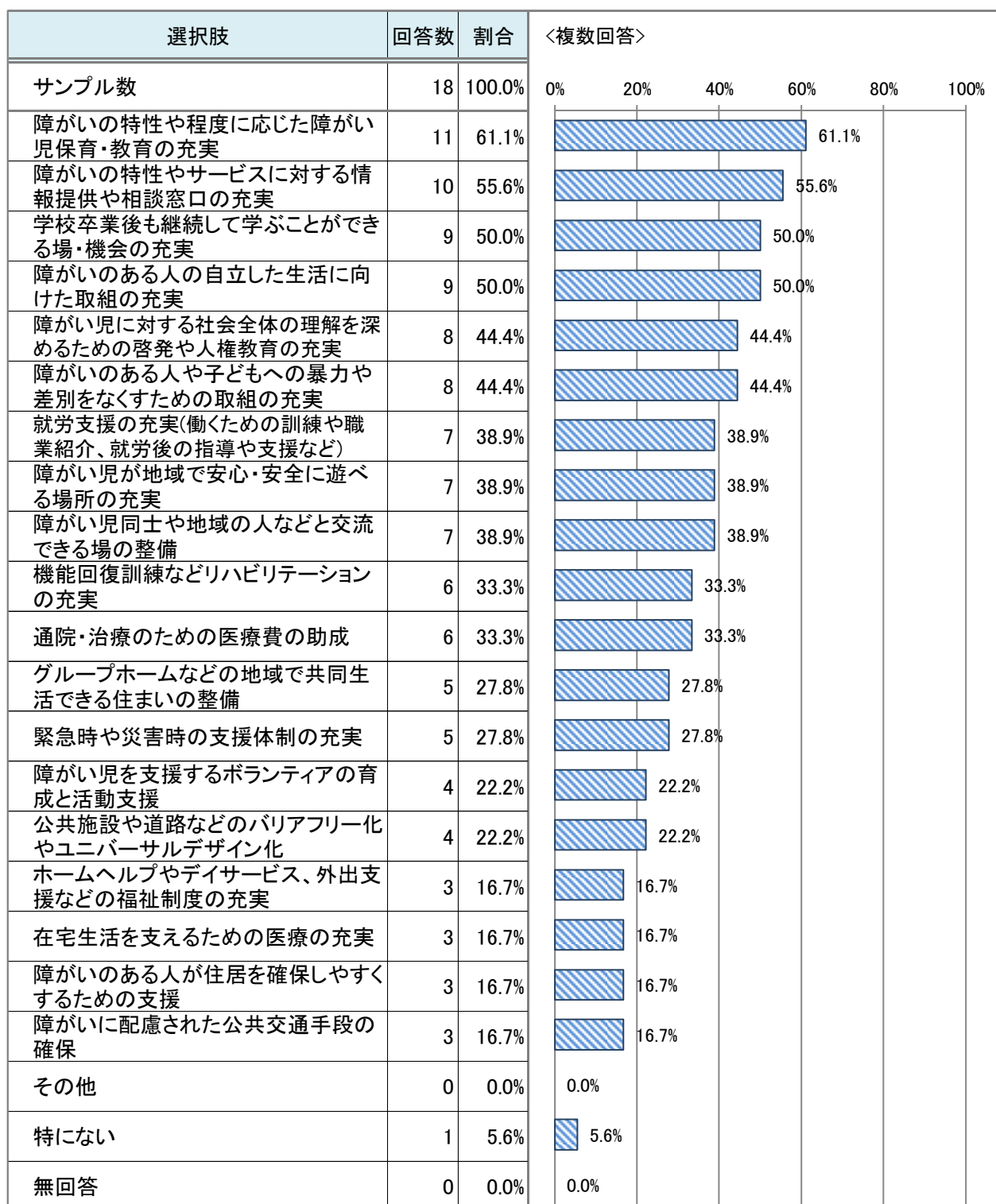
調査対象児童について悩んでいることについては、「対人関係等コミュニケーションについて」が 66.7%と最も高く、次いで「園生活・学校生活について」が 50.0%、「就園・就学について」と「親亡き後について」が 44.4%となっています。

■調査対象児童について悩んでいることや心配に思うこと



障がい児の支援や暮らしやすいまちづくりとして充実すべきことについては、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」が 61.1%と最も高く、次いで「障がいの特性やサービスに対する情報提供や相談窓口の充実」が 55.6%、「学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実」と「障がいのある人の自立した生活に向けた取組の充実」が 50.0%となっています。

■障がい児の支援や暮らしやすいまちづくりとして充実すべきこと



第3章 計画の基本的理念

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、市町村障害福祉計画等に係る基本的理念を定めることが望ましいとされています。

本市では本計画の基本理念を、国の基本指針を踏まえ、次のとおり掲げます。

◆障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

◆障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が実施主体であることを基本とし、障害福祉サービスの対象となる障がいのある人に対してサービスの充実を図ります。

また、発達障がい及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促します。

◆入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

◆地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- (1) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (2) (1)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (3) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

◆障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

◆障害福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要となります。

◆障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野も含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要です。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がいのある人によるICT活用等の促進を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と考え方

1 障がい福祉計画等に係る成果目標等

国の基本指針では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障がい福祉計画等において必要なサービスの提供体制の確保に係る目標として、成果目標及び活動指標を設定すべき事項を示しています。

本市では、国の示す方向性や本市の状況等を踏まえ成果目標等について以下のとおり設定しました。

成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針	
○令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
○令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	

【成果目標】

	基準値	目標値
地域移行者数	令和4年度末施設入所者数 66人	令和8年度 地域移行者数 4人（6.1%移行）
施設入所者数		令和8年度 施設入所者数 62人（6.1%削減）

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、基本指針では成果目標は都道府県に対してのみ示され、市町村に対しては活動指標として定めるべき事項を示しています。

国の基本指針
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要である。

【活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	13人	13人	13人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数 ※新規	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1回	1回	1回

○現在の利用状況等を踏まえ活動指標を設定しています。

○「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」については、水俣・芦北圏域障がい者総合支援協議会の地域移行・定着支援部会において、地域での保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を設置しています。今後は、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるシステム構築に向け取り組みます。

成果目標 3 地域生活支援の充実

国の基本指針
○令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ○令和 8 年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。 ※新規

【成果目標】

項目	目標
生活支援拠点等の整備	令和 8 年度時点の地域生活支援拠点の設置箇所数 1 箇所（圏域による設置）
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	令和 8 年度末時点のコーディネーターの配置 1 箇所（圏域による設置）
強度行動障がい有する者への支援体制の整備 ※新規	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による設置）

【活動指標】

種類	第 7 期（見込量）		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数（箇所）	1 箇所	1 箇所	1 箇所
検証及び検討の実施回数（回）	1 回	1 回	1 回
コーディネーターの配置人数（人）	0 人	1 人	1 人
強度行動障がい有する者への支援体制の整備（箇所）	0 箇所	0 箇所	1 箇所

○生活支援拠点等の整備については、令和元年度に水俣・芦北圏域で、面的整備にて整備済みです。

○地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置については、令和 7 年度設置予定の基幹相談支援センター職員をコーディネーターとして配置する予定です

○強度行動障がい有する者への支援体制の整備については、令和 8 年度末までの整備に向けて、圏域で取り組みます。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和 8 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援 A 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- さらに、就労定着支援事業の就労定着率（過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を修了した者のうち、42 か月以上 78 か月未満就労している・就労していた者の割合）については、就労定着支援事業のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

【成果目標】

		基準値	目標値
		令和 3 年度	令和 8 年度
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数（人）		2	3 人
内訳	①就労移行支援のみ（人）	0	0 人
	②就労継続支援 A 型のみ（人）	1	2 人
	③就労継続支援 B 型のみ（人）	1	2 人
就労定着支援事業の利用者数		1	2 人
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合		— (事業所無し)	—

○本市に就労定着支援事業所はありません。

成果目標 5 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの整備	令和 8 年度時点の児童発達支援センターの整備数 2 箇所（圏域による設置）
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和 8 年度末時点の整備体制 1 箇所（圏域による整備）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による整備）
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による整備）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による整備）
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	令和 8 年度末時点の整備数 1 箇所（圏域による整備）

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
○令和 8 年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規

【成果目標】

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	令和 8 年度末時点の設置数 1 箇所（圏域による整備）
協議会の体制確保	圏域にて実施

【活動指標】

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	－	36 件	36 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	－	36 件	36 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	－	36 回	36 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回） ※新規	－	36 回	36 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人） ※新規	－	2 人	2 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回） ※新規	12 回	12 回	12 回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所） ※新規	3 箇所	3 箇所	3 箇所
協議会の専門部会の設置数（箇所） ※新規	4 箇所	4 箇所	4 箇所
協議会の専門部会の実施回数（回） ※新規	12 回	16 回	16 回

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和 8 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【活動指標】

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	2 人	2 人	2 人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	無
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）	—	—	—

成果目標 8 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。
○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

【活動指標】

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数（回）	1 回	1 回	1 回
ペアレントトレーニング	6 回	6 回	6 回
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回）	1 回	1 回	1 回

県の計画と連動する部分であるので、県と協議を行い活動指標以上の実施に努める。

2 障害福祉サービスの見込量と確保方策

【見込量の算出について】

計画策定にあたり、まず国の示す推計方法を用いて第5期・第6期実績を用いて障害福祉サービス等の暫定的な見込量を推計しました。

この暫定的な見込量を元に、サービス対象者や供給量が限られる等のサービスごとの特性や障がいのある人の就労や地域移行・定着を推進する国の方向性を踏まえ見込量の検討・補正を行い、最終的なサービス見込量を設定しました。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

主な対象者

障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人

サービス内容

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

見込量と確保策の考え方

○居宅介護は、国の示す推計方法に基づき人数を算出しました。利用時間については、第5期、第6期の利用実績平均から1人あたり14.9時間とします。

○利用者が必要なサービスを利用できるよう提供体制の充実を図ります。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	762	633	558	730.1	759.9	789.7
	人/月	48	47	47	49	51	53

※令和5年度の実績値は12月時点での推計値。（以下同）

②重度訪問介護

主な対象者

重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護が必要な人

サービス内容

自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

見込量と確保策の考え方

- 重度訪問介護については、第5期、第6期計画期間の利用実績は増加傾向にありますが、事業所の受入枠が限られていることから、令和5年12月現在の利用者数から現状維持とします。また、利用時間については、利用者によって利用時間に開きがあるため1人あたり利用時間ではなく利用実績から算出し、各年1,168.8時間とします。
- 現在の利用者が継続してサービスを利用できるよう提供体制の維持に努めます。また、今後利用ニーズに応じて新たな提供体制の確保を検討します。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	782	781	870	1,168.8	1,168.8	1,168.8
	人/月	2	3	3	3	3	3

③同行援護

主な対象者

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人

サービス内容

移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 同行援護は、利用実績から2人を計上しました。利用時間は近年増加傾向にあることから1人あたり12時間とします。
- 現在の利用者が継続してサービスを利用できるよう提供体制の維持に努めます。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	25	21	22	24	24	24
	人/月	2	2	2	2	2	2

④行動援護

主な対象者

知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人で
障害支援区分3以上の人

サービス内容

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

見込量と確保策の考え方

○行動援護は、第5期、第6期計画期間に利用実績がなく、現在利用ニーズも見込まれないことから、0人とします。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

主な対象者

障害支援区分が区分6（障がい児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する人で、次のいずれかに該当する人

- ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にあり、呼吸管理が必要な人または最重度の知的障がいがある人
- ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である人（強度行動障害等）

サービス内容

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

見込量と確保策の考え方

○重度障害者等包括支援は、第5期、第6期計画期間に利用実績がなく、現在利用ニーズも見込まれないことから、0人とします。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

主な対象者

常に介護を必要とする人で、次に掲げる人

①障害支援区分が区分3以上（施設入所は区分4以上）

②50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設入所は区分3以上）

③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者

サービス内容

地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

見込量と確保策の考え方

○生活介護は、利用実績では若干減少傾向にありますが、今後、高齢化により利用ニーズが増加すると見込まれます。利用日数は、利用実績平均から1人あたり19日とします。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	2,295	2,117	1,973	2,242	2,299	2,337
	人/月	121	118	113	118	121	123

②自立訓練（機能訓練）

主な対象者

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人又は難病対象者

サービス内容

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量と確保策の考え方

○自立訓練（機能訓練）は、利用がない年度もありますが令和4年度に1人の利用実績があったことから、今後も利用ニーズがあった場合に適切にサービスを提供する観点から1人を計上します。利用日数は、第6期計画に引き続き1人あたり12日とします。

○利用希望があった場合に円滑にサービスを提供できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	1	0	12	12	12
	人/月	0	1	0	1	1	1

③自立訓練（生活訓練）

主な対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人

サービス内容

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 自立訓練（生活訓練）は、利用実績は減少傾向にありますが、障がいのある人の自立を促す事業の重要性を踏まえ、利用ニーズがあった場合に適切にサービスを提供する観点から第6期の平均人数の4人とします。
- 障がいのある人の地域移行・定着に関する国の方向性を踏まえ、サービスの利用を希望する方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	91	62	46	72	72	72
	人/月	5	3	2	4	4	4

④就労選択支援【新規】

主な対象者

就労系福祉サービスを利用希望する障がい者

サービス内容

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（就労系サービス利用意向のある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスです。

見込量と確保策の考え方

- 本市の就労選択支援の利用対象者となりうる方の状況や、障がいのある人の就労を促進する国の方針を踏まえ、利用希望があった場合にサービスを提供できる体制を確保する観点から1人を計上します。
- 今後は、事業所の確保や利用ニーズの把握等を行い、サービスの提供体制の整備を図ります。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月					1	1

⑤就労移行支援

主な対象者

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人

サービス内容

一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 就労移行支援は、令和4年度の利用実績から1人を計上します。利用日数は、第6期計画に引き続き1人あたり20日とします。
- 障がいのある人の就労を推進する国の方向性を踏まえ、サービスの利用を希望する方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	24	7	13	20	20	20
	人/月	1	1	1	1	1	1

⑥就労継続支援（A型）

主な対象者

企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者

サービス内容

一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）

見込量と確保策の考え方

○就労継続支援A型は、障がいのある人の就労を推進する国の方向性を踏まえるとともに、市内の1事業所の閉鎖に伴い、利用を希望する待機者がいる状況を勘案し、見込量を設定しました。利用日数は、利用実績平均から1人あたり21日とします。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （A型）	人日/月	1,033	937	649	1,050	1,155	1,260
	人/月	51	48	34	50	55	60

⑦就労継続支援（B型）

主な対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等

サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）

見込量と確保策の考え方

○就労継続支援B型は、国の示す推計方法に基づき、152人～157人とやや増加傾向で見込みます。利用日数は、利用実績平均から1人あたり18日とします。

○今後も利用ニーズの増加が見込まれることから、実施事業所と連携しサービスの提供体制の拡充に努め、就労を希望する方が本人にあった形で就労できる就労環境の構築を図ります。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （B型）	人日/月	2,452	2,458	2,572	2,736	2,772	2,826
	人/月	138	145	149	152	154	157

⑧就労定着支援

主な対象者

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

サービス内容

一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。

見込量と確保策の考え方

- 就労定着支援は、現在水俣市内に実施事業所はなく利用者がいない年度もありますが、事業の重要性を踏まえるとともに利用希望があった場合に円滑にサービスを提供できるよう、1人を計上します。
- 今後は、市外事業所の利用を含め提供体制の確保方策を検討し、利用希望があった場合に適切にサービスを提供できる体制を整備します

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

⑨療養介護

主な対象者

医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、

- ①ALS患者など呼吸管理を行っており障害支援区分6の人
- ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で障害支援区分5以上の人

サービス内容

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 療養介護は、利用実績は横ばいであるため、現在の利用者の利用枠確保及び新たな利用ニーズに対し適切に事業を提供するため、現在の利用者数から32人と見込みます。
- 今後は、現在の利用者に対し継続してサービスの提供を行うとともに、利用希望があった場合に適切な対応を図ります。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	33	32	32	32	32	32

⑩短期入所（福祉型）

主な対象者

障害支援区分が区分１以上の人

障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童

サービス内容

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

見込量と確保策の考え方

- 短期入所（福祉型）は、利用実績は横ばいですが、これはコロナ禍の影響もあると見られ、利用希望の相談等があることから、今後はコロナ影響前の第５期の実績を勘案して１６人を計上します。利用日数については本市の提供基準から１人あたり１０日を基本とします。
- サービス提供体制の維持に努め、サービスを必要とする方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第６期（実績値）			第７期（見込量）		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
短期入所 （福祉型）	人日/月	104	120	117	160	160	160
	人/月	10	13	12	16	16	16

⑪短期入所（医療型）

主な対象者

遷延性意識障がいのある人、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がい児・障がい者等

サービス内容

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

見込量と確保策の考え方

- 短期入所（医療型）は、現在の利用者に加え、新たな利用ニーズがあった場合に適切に事業を実施できるように３人を計上します。利用日数は利用実績から１人あたり７日とします。

種類	単位	第６期（実績値）			第７期（見込量）		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
短期入所 （医療型）	人日/月	6	10	22	21	21	21
	人/月	1	1	2	3	3	3

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

主な対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人

サービス内容

定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。

見込量と確保策の考え方

○自立生活援助は、第6期計画期間に利用実績がなく、現在利用ニーズも見込まれないことから、0人とします。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助（グループホーム）

主な対象者

障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）

サービス内容

障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

見込量と確保策の考え方

○共同生活援助（グループホーム）は現在49人利用しており、市内の施設は満室であることから、増加傾向で見込みます。

○国が定めることが望ましいとしている共同生活援助利用者数のうち重度障がい者（高機能脳障がい、強度行動障がい、医療的ケアの必要な障がい者）の利用人数については、今後、施設が受入可能であるかといった体制等の状況把握を行い、確保方策の検討を図ります。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人/月	49	48	49	52	55	57
うち重度障がい者※新規	人/月				0	0	0

③施設入所支援

主な対象者

生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）
自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

サービス内容

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 施設入所者の地域移行を推進する国の方針を踏まえ、令和8年度時点で62人を目指します。
- サービス提供体制の維持に努め、サービスを必要とする方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	67	66	66	65	64	62

（4）相談支援

①計画相談支援

主な対象者

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者
障害福祉サービスを利用する障がい児

サービス内容

■サービス利用支援

障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。

■継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

見込量と確保策の考え方

- 計画相談支援は今後の各サービス利用者の増加が見込まれることから、増加傾向とします。
- 各サービスの利用を希望する方は全員利用するという計画相談支援の特性を踏まえ、実施事業所と連携し相談支援の円滑な実施を図ります。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	84	81	82	86	91	97

②地域移行支援

主な対象者

障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がいのある人
精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がいのある人

サービス内容

住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

見込量と確保策の考え方

○地域移行支援は利用がない年度もありますが、利用希望に対して円滑にサービスを提供できるよう、1～2人を計上します。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	2

③地域定着支援

主な対象者

居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者

サービス内容

対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

見込量と確保策の考え方

○地域定着支援は、第6期計画期間中の利用実績はありませんが、国の障がいのある人の地域移行・定着を推進する方針を踏まえ、利用希望があった場合に適切にサービスを提供できるよう1人を計上します。

○現在、水俣市内に実施事業所がないことから、市外事業所の利用を含め提供体制の確保方を検討します。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

3 障害児通所支援事業等の見込量と確保方策

(1) 障害児通所給付等

①児童発達支援

主な対象者

未就学の障がい児

サービス内容

未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

見込量と確保策の考え方

○児童発達支援は、地域における児童数の推移、現在利用している障がい児の数、障がい児等の利用ニーズ、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用人数と1人あたり利用日数を設定しました。

○利用希望に対して適切にサービスを提供できるよう、提供体制の確保に努めます。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	207	208	220	222	222	222
	人/月	46	48	46	45	45	45

②放課後等デイサービス

主な対象者

就学中の障がい児

サービス内容

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。

見込量と確保策の考え方

○放課後等デイサービスは、地域における児童数の推移、現在利用している障がい児の数、障がい児等の利用ニーズ、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用人数と1人あたり利用日数を設定しました。

○今後利用の増加が見込まれるサービスであることから、利用希望に対して適切にサービスを提供できるよう、提供体制の充実を図ります。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	人日/月	526	568	652	823	939	1072
	人/月	83	99	117	132	151	172

③保育所等訪問支援

主な対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児

サービス内容

保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 保育所等訪問支援は、地域における児童数の推移、現在利用している障がい児の数、障がい児等の利用ニーズ、平均的な1人当たり利用量などを勘案して、利用人数と1人あたり利用日数を設定しました。
- サービスの性質上、月によって利用者数・利用日数に変動がありますが、提供体制の維持に努め、利用希望があった場合には速やかに支援を行います。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	人日/月	4	2	2	3	4	4
	人/月	3	3	3	3	4	4

④居宅訪問型児童発達支援

主な対象者

重症心身障害児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童

サービス内容

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量と確保策の考え方

- 居宅訪問型児童発達支援は、第5期、第6期計画期間に利用実績がなく、今後も利用ニーズが見込まれないことから0人とします。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

⑤障害児相談支援

主な対象者

障がい児通所サービスを希望する児童

サービス内容

■障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

■継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

見込量と確保策の考え方

- 障害児相談支援は、障害児通所支援等全体のニーズが増加傾向にあることを踏まえ、地域の児童数、現在の利用状況等を勘案し、利用人数を見込みました。
- 障害児通所受給者証所持者数は増加しており療育の重要性が高まっていることから、障害児通所支援等の利用を希望する方に対し円滑に相談支援を実施できるよう、実施事業所と連携し相談支援体制の拡充に努めます。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	32	35	40	38	41	44

（２）その他障がい児福祉計画関連の活動指標

①市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込量と確保策の考え方

- 医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、令和8年度までに配置に努めます。

種類	単位	第6期（実績値）			第7期（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	1	1	1

4 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、市町村等が主体となり地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施するものです。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法及び地域生活支援事業実施要綱に基づき必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス内容

障がいのある人や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるためのものや、「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。

見込量と確保策の考え方

○障がいのある人への理解を深めるため、広報での周知や啓発活動を行います。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業回数 (回/年)	0	0	1	1	1	1

②自発的活動支援事業

サービス内容

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とし、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

見込量と確保策の考え方

○障がいのある人の当事者団体や家族会、地域住民等による自発的な活動への助成を行い、相互理解・支え合いの推進と共生社会の実現を目指します。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成回数 (回/年)	0	0	0	1	1	1

③相談支援事業

サービス内容

障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、権利擁護のために必要な援助を行うことにより障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」、「基幹相談支援センター等機能強化事業」、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」からなります。

見込量と確保策の考え方

○現在、本市では3箇所の事業所が相談支援事業を実施しています。今後も実施事業所と連携し相談支援事業を適切に実施し、障がいのある人が安心して地域で生活できるよう努めます。

○令和7年度末までの基幹相談支援センターの設置を目標とし、設置に向けて取り組みます。また、基幹相談支援センターの機能を強化するための各種取組についても、今後具体的な内容の検討を行います。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業 実施箇所 （箇所）	3	3	3	3	2	2
基幹相談支援セン ターの設置 （設置の有無）	無	無	無	無	有	有
基幹相談支援セン ター機能強化事業 （実施の有無）	－	－	－	－	有	有

④成年後見制度利用支援事業

サービス内容

知的障がい・精神障がいのある人で判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

見込量と確保策の考え方

- 第6期計画期間の利用実績平均から、各年1人を計上します。
- 本市の成年後見制度利用支援に関する中心的な役割を果たす「水俣芦北圏域権利擁護センター」と連携し、日常生活の支援等の観点から成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図っていきます。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	1	2	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

見込量と確保策の考え方

- 水俣芦北圏域権利擁護センターを中核とし、市民後見人の活用も含めた法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援など、法人後見を支援する体制の整備に努めます。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

【令和4年度市民後見人等養成講座 受講者募集チラシ】

**令和4年度
水俣芦北圏域
市民後見人等養成講座**

受講料
無料

権利擁護や成年後見制度について学び、
将来、市民後見人や家族として後見人になることを
目指す方を募集します。
(本講座は、芦北町・津奈木町・水俣市の住民を対象と
しています。)

※テキスト代は各自で
負担していただきます

とき
10月8日(土)・10月22日(土)
11月5日(土)・11月19日(土)
12月3日(土)

ところ
10月8日、10月22日、11月19日
つなぎ文化センター
11月5日、12月3日
津奈木町農業就業改善センター

受講の際は、マスク着用をお願いいたします

【お問合せ・お申込み方法】
水俣芦北圏域権利擁護センター
(社会福祉法人水俣市社会福祉協議会内)
住所 水俣市牧ノ内3番1号 もやい館1階
電話 0966-63-2047
Email kenriyogo-c@minamata-shakyo.jp
お申込みは裏面をご活用ください

⑥意思疎通支援事業

サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績平均から、各年2人を計上します。

○実施事業所と連携し、サービスを必要とする人に対しサービスの適切な提供に努めます。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/年)	1	2	2	2	2	2

⑦日常生活用具給付等事業

サービス内容

在宅で生活する障がいのある人や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行い、日常生活の便宜を図る事業です。

障がいの特性に応じて5種の給付・貸与並びに住宅改修が行われます。

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、伝達や意志疎通を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ装具など、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がいのある人の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績から、平均値で見込みます。ただし、排泄支援管理用具については、毎日使用する消耗品であるため、令和5年度の実績値で見込みます。

○在宅の障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、必要とする用具を適切に給付します。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 （件/年）	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具 （件/年）	2	4	6	4	4	4
在宅療養等支援用具 （件/年）	3	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援 用具（件/年）	8	13	7	10	10	10
排泄管理支援用具 （件/年）	731	645	733	733	733	733
居住生活動作補助用 具(住宅改修費) （件/年）	0	0	1	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

意志相通を図ることに支障がある人等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

見込量と確保策の考え方

○希望者が研修を受講できるよう、研修を適切に実施します。また、研修や手話奉仕員に関する周知・広報に努め、利用希望者の掘り起こしを行います。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 人/年	5	3	7	5	5	5

⑨移動支援事業

サービス内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する事業です。

本市では、外出支援事業と移送サービス事業の2つのサービスを実施しています。

外出支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する事業です。 個別支援型とグループ支援型の2種類の方法で実施しています。
移送サービス事業	家庭において移送が困難な65歳未満の重度心身障がいのある人に対し、移送専用車の派遣等により在宅福祉の向上を図る事業です。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績から、平均値で見込みます。

○実施事業所と連携し、サービスを必要とする人に対するサービスの適切な提供に努めます。

【外出支援事業】

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	8	8	8	8	8	8
サービス量 (延べ利用時間/月)	22	16	17	18	18	18

【移送サービス事業】

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	4	4	4	4	4	4
利用回数 (回/月)	44	16	7	22	22	22

⑩地域活動支援センター

サービス内容

障がいのある人が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターは、以下の３種類の事業形態があります。

■事業形態

I 型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。

見込量と確保策の考え方

○現在、本市ではIII型を１箇所で開催しています。

○障がいのある人の地域生活支援の促進を目指し、地域活動支援センターの機能の充実・強化や周知・広報に努めます。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
I 型（箇所）	0	0	0	0	0	0
II 型（箇所）	1	1	0	0	0	0
III 型（箇所）	0	0	1	1	1	1

(2) 任意事業

① 日中一時支援

サービス内容

障がいのある人に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行い、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

見込量と確保策の考え方

- 障がい児の利用が増加しているため、増加傾向で見込みます。
- 現在の提供体制を維持し、現在利用している方に対して継続してサービスを提供することで、日中活動の場の提供と介護者家族の負担軽減を図ります。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	2	2	10	15	20	25

② 訪問入浴サービス事業

サービス内容

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

具体的には、看護師または准看護師もしくは介護職員が、身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護などを行います。

見込量と確保策の考え方

- 第6期計画期間の利用実績から、平均値で見込みます。
- 実施事業所と連携し、サービスを必要とする人に対するサービスの適切な提供に努めます。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

③水俣市福祉バス運行事業

サービス内容

県立芦北支援学校高等部佐敷分教室に在籍する水俣市在住の生徒の登下校時の送迎支援を行う事業です。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績から、平均値で見込みます。

	実績値			計画値（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	11	10	13	12	12	12

【水俣市福祉バス（「みなまた市議会だより第73号」より）】



第5章 計画の推進体制

1 計画の推進方法

本計画の基本理念及び共生社会の実現に向けて、成果目標等の達成及び障害福祉サービス等の提供基盤の整備に関して、次のとおり推進することとします。

(1) 「みんなでつながり支え合い」へ

関係機関の横断的な連携・協力のもとに、障害福祉施策を一体的に推進し、障がいのある人への理解と促進と人権の尊重、障がいのある人が相談しやすい環境づくりなどについて、一層の推進を図ります。

また、取組の実施にあたっては、行政と地域住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティアをはじめとする民間団体との協働によって推進体制を整備します。

(2) 「いきいきと暮らせるまち水俣」へ

障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきと暮らしていくためには、障がい特性や障がいのある人に対する理解と広報・啓発活動が必要となります。また、障がいの有無にかかわらずやりたいことを叶えるための協力が得られたり、地域で役割がある、気軽に話ができるなど、「水俣に住んでよかった」と思える地域づくりをボランティアや行政、社会福祉協議会、事業者等関係機関と連携して推進します。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

本市においても、PDCAサイクルを用いて事業や取組の進捗管理を行うとともに、今後の国の動向や社会情勢の変化及び制度の変更等があった場合は、必要に応じて計画期間中も見直しを行うこととします。

資料編

1 用語解説

<あ行>

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

一般就労

障がいのある人が、一般企業などで労働契約を結んで就業、在宅就労、または自ら起業すること。これに対し、一般企業等に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、就労継続支援施設などで福祉の一環として就労の機会を提供することを福祉的就労という。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

<か行>

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい・知的障がい・精神障がい等のある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする機関。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

共生社会

全ての人が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる社会。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

グループホーム

共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を提供するもの。

高次脳機能障がい

交通事故やスポーツ事故等による頭部外傷や脳血管障がい等の疾病等によって脳に損傷を受け、後遺症として記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいが生じることにより、日常生活及び社会生活に制約が生じる障がい。高次脳機能障がいは、精神障がいに含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている。

<さ行>

指定難病

難病（発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾患であって、長期の療養を必要とするもの）のうち、一定の要件に基づき厚生労働省が指定する疾病。障害者総合支援法の対象となる。令和6年4月現在で 369 の疾病が指定難病として指定されている。

児童発達支援

療育等が必要な就学していない障がい児に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの。

児童発達支援センター

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への対応のため訓練を行う施設。

重症心身障がい

重度の身体障がい（肢体不自由）と重度の知的障がい重複している状態。その状態にある者を重症心身障がい者（児）という。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労移行に向けた支援等を行うもの。

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもの。A型とB型があり、A型では、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び給与の支払いが行われるが、B型では、雇用契約の締結等を伴わない就労の機会の提供及び工賃の支払いが行われる。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うもの。

障害支援区分

障がいの程度（重さ）ではなく、障がいのある人の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。身体介護や日常生活における支援の状況、行動障がいの状況等 80 項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、審査会において審査判定される。障害福祉サービスの必要性を明らかにするために用いられ、市区町村は、介護給付の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、判定を行う。「区分1」から「区分6」の6区分が定められている。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の通称。障がいのある人に対する虐待の禁止、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めることによって、障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がいのある人の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている機関。

障がい福祉計画

障がいのある人等がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活・社会生活を送れるよう、数値目標及び目標達成のための方策、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びそれを確保するための供給体制等について定める計画。

情報アクセシビリティ

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用したり、他人との意思疎通を図ることができるようにしたりするため、情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えること。

自立支援協議会

障がいのある人への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がいのある人等及びその家族並びに障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態。身体障害者福祉法により、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能の障がい、肢体不自由などに分類されている。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると証明するもので、本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付され、手帳所持者は各種のサービスを受けられる。手帳の等級は、障がいの重い順に1級から6級に分類される。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、手帳所持者に対し、精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るための様々な支援策が講じられている。手帳の有効期間は2年で、等級は精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、障がいの重い順に1級から3級に分類される。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護するため、本人の権利を守る者（成年後見人等）を選任する制度。

相談支援事業所

障がいのある人等の福祉に関する問題について、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う事業所。

<た行>

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がいのある人を短期間施設に宿泊を伴う入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護などを行うもの。

地域移行

障がいのある人が入所施設や精神科病院等から地域での生活に移行すること。

地域活動支援センター

障がいのある人を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がいのある人の自立した地域生活を支援する。実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施する。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した場所・体制。

地域生活支援事業

障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村や都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。

地域相談支援

障がいのある人の地域生活への移行と継続を支える障害福祉サービス。障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がいのある人が地域での生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談・訪問などの支援を行う「地域定着支援」で構成されている。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

特別支援学級

小中学校等において、障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服することを目的に設置される学級。

特別支援学校

障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

<な行>

内部障がい

体の内部（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、H I Vによる免疫の各機能）に障がいのある状態。

日常生活用具

障がいのある人が在宅で日常生活を送るために必要なコミュニケーション支援機器や歩行支援等の用具。地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業では、特殊寝台、入浴補助用具、ストーマ装具等の6種目で、障がいのある人が安全かつ容易に使用できるものなどの要件を満たす用具の給付又は貸与を行っている。

ノーマライゼーション

「正常化、正規化」という意味を持つ。障がい福祉においては、障がいの有無や年齢、立場に関わりなく社会に参加できることを意味する。

<は行>

発達障がい

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより言語や運動能力、社会生活に適応する上で必要な能力の獲得に困難がある状態。発達障害者支援法上の定義では、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者が社会に参加する上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

ピアサポーター

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある人への支援を行う人。

ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。

ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられ、保護者が子どもの行動そのものをきちんと捉えられるようになることを目標とする。

ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、情報提供や体験談を話すことで、家族の立場からしかできない支援効果が期待される。

放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。

補装具

身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすいするための器具のこと。義手、義足、つえ、歩行器、義眼、補聴器、車椅子などがある。

<や行>

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

要約筆記

難聴や聴覚障がいのある人に紙面やOHP、パソコンなどを使い、相手の話や会議等の内容の要旨をその場で文字化して情報を伝える支援方法。要約筆記を行う者を要約筆記者といい、各都道府県等で養成プログラムが行われている。

<ら行>

ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯のそれぞれの段階。

療育

障がい児の発達を促し、自立して生活できるように援助すること。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された者に交付される手帳。手帳所持者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。療育手帳制度は、各都道府県（政令指定都市を含む）において判定基準等の運営方法を定めて実施されている。障がいの重い順に1級～3級に分類される。

<英数字>

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略称であり、「持続可能な開発目標」と訳される。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを理念として設定された17の目標と232の指標からなり、2015年に国連総会で採択され、国、地方自治体、企業等の全ての国や関係者の役割を重視し推進することとされている。

2 第2期水俣市障がい者計画（令和3年度～令和8年度）

第1節 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本原則

本市が平成13（2001）年以来、実現を目指してきた「ユニバーサルコミュニティ（総合共生社会）」の意味は、障害のある人とその家族が「一人の人間としてアイデンティティ（自己の存在意義）」を実感し、生きがいを感じ、家族や地域社会をはじめとするあらゆるヒト・モノ・コトとのふれあいを実感し、そして障がいの有無にかかわらず、水俣で暮らすすべての住民が「幸せ」を感じる地域社会を築いていくことです。

このことを踏まえ、本計画の上位計画である第3期水俣市地域福祉計画の基本理念と同じく、人と人のつながりを大切に、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、誰もが健やかに生き生きと暮らせる地域共生社会を目指して、困っている人が安心して声を上げることができ、誰一人として取り残さないまちを目指します。

基本理念

『みんなでつながり支えあい、いきいきと暮らせるまち水俣』

この基本理念から、次の4つの基本目標及び計画の方針のもと、総合的かつ計画的に実施します。

基本目標1 「みんなでつながります」

方針① 障がいに対する理解と人権の尊重

方針② 自立した生活・意思決定の支援

基本目標2 「みんなで支えあいます」

方針① 個性を伸ばす教育の充実

方針② 母子保健・健康づくりの充実

基本目標3 「みんなでいきいきと暮らします」

方針① 雇用・就労及び経済的な自立支援

方針② 安心・安全に暮らせるまちづくり

基本目標4 「みんなで参加します」

方針① 社会参加と生きがいづくり

2 施策の体系

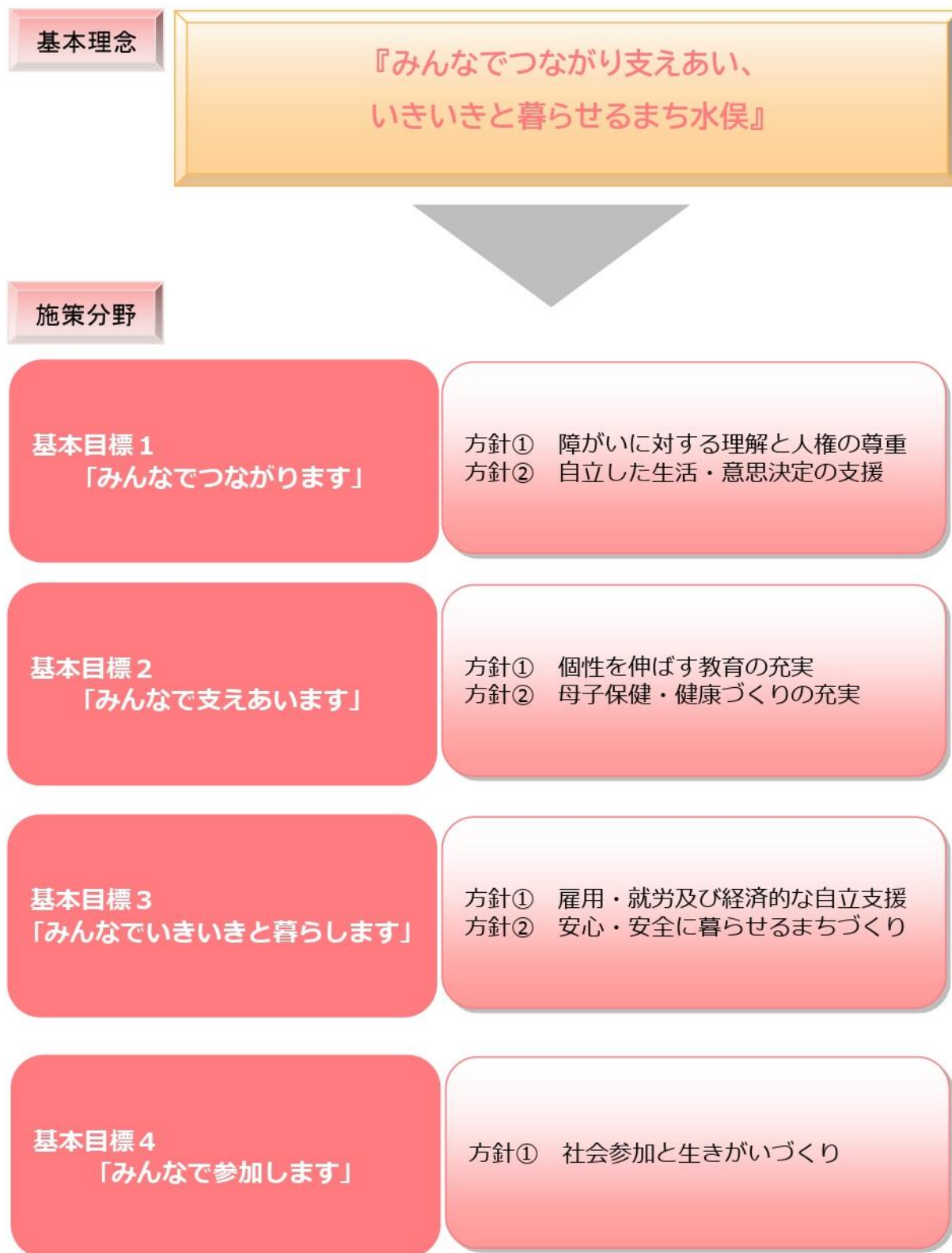


図 3-1 施策の体系

第2節 具体的取り組み内容

基本目標

基本目標 1 「みんなでつながります」

方針① 障がいに対する理解と人権の尊重

障がい者等が地域において豊かで自立した生活を送り、社会参加できる環境を築いていくために、住民一人ひとりの障がいに対する正しい理解と認識を深めることを目的とした広報・啓発活動及び福祉教育・ボランティア活動を推進します。

また、障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等の障がい者の権利擁護のための取り組みを推進します。

1 障がいに対する理解の促進

【現況と課題】

障がいの有無や程度にかかわらず、共に生活していくためには、個性や違いを認め合い、相互に理解を深めていく必要があります。

今後も関係機関・団体等と連携しながら、様々な交流や体験等を通して、障がいに対する理解を深めるための福祉教育、啓発活動の充実を図るとともに、ボランティア活動への参加促進を図るなど、障がいの有無にかかわらず、相互に支え合う意識を醸成していくことが必要です。

①理解促進・啓発の実施

施策の内容	担当課
インターネット、広報紙等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成し、市民に対して啓発活動を実施します。	福祉課
地域活動やイベント等における交流を通じて、障がいに対する理解促進を図ります。	福祉課 経済観光課 企画課

② 福祉教育の推進 ふくしきょういく すいしん

施策の内容	担当課
児童生徒に対して社会福祉への理解と関心を高めるとともに、児童生徒を通じて家庭及び地域への啓発を目的に、障がい者等の福祉当事者をゲストティーチャーとして派遣します。また、実際に福祉の現場に出向き学ぶことで将来、福祉分野への担い手を育成していきます。	福祉課 教育総務課

③ 障がい者への情報提供 しょう しゃ じょうほうていきょう

施策の内容	担当課
障がい福祉制度全般についてまとめ、改正等の内容を分かりやすくするなど内容の充実に努めます。	福祉課

④ ボランティア活動の推進 かつどう すいしん

施策の内容	担当課
NPOや市民活動団体等へ活動活性化を図るため、国・県等の助成金情報、講座等の開催等の情報を発信します。	福祉課
関係団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携して、地域の福祉を推進させる体制及びボランティア活動の充実に努めます。	福祉課

2 権利擁護の推進 けんりようご すいしん

【現況と課題】

平成 24 年には「障害者虐待防止法」が施行され、家庭や施設などでの障がい者に対する虐待防止のほか、虐待を発見した人による通報や自治体の相談窓口の整備が義務付けられています。平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行され、様々な場面において、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者等に対する「合理的配慮」などが求められています。

また、障がい者等への配慮は一人ひとり異なることから、配慮をする側と配慮を求める側のどちらもその必要性を十分認識できるよう、理解の促進と啓発活動を継続していく必要があります。

本市においては、水俣・芦北圏域を一体とした取り組みを行うため、「第3期水俣市地域福祉計画」に「成年後見制度利用促進計画」を位置づけ、関係機関と連携した権利擁護を推進していきます。

① 障がい^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}

施策の内容	担当課
ホームページ、広報紙等を活用した広報活動を実施し、市民の障がいに対する理解・関心が深まるよう、障がい者差別の解消のための広報・啓発に取り組みます。	福祉課
障害者雇用促進法に規定された雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や障がい者が働くに当たっての支障を改善するための措置等について、県やハローワークと連携し、広報紙、ホームページ等を活用した広報啓発を実施します。	福祉課

② 人権^{じんけん}・権利^{けんり}を擁護^{ようご}するための仕組み^{しく}づくり

施策の内容	担当課
水俣市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する通報を受け、必要な対応を図るとともに、障がい者虐待の未然防止についての周知を図ります。	福祉課
障がい者施設等に対して、従事者の虐待防止に係る理解を深める取組や、虐待の早期発見・対応を図るための仕組みづくりを促進し、適切な対応がとれる体制の強化を図ります。	福祉課
弁護士による法律相談を月1回実施します。 人権擁護委員による人権相談を年2回実施します。	福祉課 市民課 総務課
福祉サービスに関する苦情に対応するとともに、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護及びサービスの向上に努めます。	福祉課
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がい者等に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理、書類等の預かりなどを行うとともに、事業を積極的に周知啓発します。	福祉課

市民一人ひとりが、人権問題に対する理解と認識を深めるために講演会等を開催します。	福祉課 生涯学習課
--	--------------

③^{せいねんこうけんせいど しゅうち ふきゅう}成年後見制度の周知・普及

施策の内容	担当課
成年後見制度を周知啓発するとともに、成年後見制度に関する相談対応、法人後見の支援に取り組みます。	福祉課 いきいき健康課
市民後見人を周知啓発するとともに、市民後見人養成講座を実施します。また、修了者のうち市民後見人をめざす者についてはその活動を支援します。	福祉課 いきいき健康課
水俣市社会福祉協議会 権利擁護センターを中核機関として位置づけ、地域連携ネットワークの強化を図り、成年後見制度を利用しやすい環境の整備を行います。	福祉課 いきいき健康課

④^{ぎょうせい どう はいりょ}行政サービス等による配慮

施策の内容	担当課
合理的配慮の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮の提供事例、相談体制等について定める対応マニュアル等を作成し合理的な配慮を推進します。 また、総務課と連携し、合理的配慮の提供等について市職員を対象とした研修を実施し、市職員の障がいに対する理解の促進を図ります。	福祉課 総務課
選挙における配慮として、点字、音声による候補者情報が提供できる方法について検討します。	福祉課 選挙管理委員会
障がい特性に応じた行政情報の提供を行うとともに、政策形成過程等への参画ができる仕組み・機会の充実を図ります。	福祉課

ほうしん 方針② じりつ せいかつ い し けつてい しえん 自立した生活・意思決定の支援

全ての人が人権を持っているという考え方に基づいて、障がい者等が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。

情報通信手段の利用しやすさの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

1 そうだんし えんたいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実

[現況と課題]

本市では、障がい者等の一般的な相談支援を行うとともに、障がい者（児）虐待、差別解消、地域移行に係る相談支援について、指定相談支援事業者に委託しています。

アンケート調査から、相談窓口の認知や制度の理解が図られていない状況が伺え、情報のバリアフリー化を進め、障がいのある人や家族が安心して気軽に相談できる相談体制を確立していくことが重要です。

今後においては、相談支援の充実を図るとともに、相談支援の充実を図るとともに、必要な時情報入手し、活用し、活用することができる体制づくりが求められています。

① そうだんし えんたいせい じゅうじつ 相談支援体制の充実

施策の内容	担当課
障がい者等が、住み慣れた地域、家庭で、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市役所や保健所だけでなく身近なところで相談や支援が受けられる体制の整備を推進します。	福祉課 いきいき健康課
庁内において、自殺、引きこもりに関する連携会議を設立するなど、関係機関との連携・充実を図っていきます。	福祉課 いきいき健康課
障がい者等の保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。また、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整を行うなど、障がい者等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組めます。	福祉課 いきいき健康課

一人ひとりの障がい特性に応じ、必要とされる支援に的確につなげるようにするため、研修等によりケアマネジメント力の質の向上を図ります。	福祉課
障がい者（児）を取り巻く複合的かつ複雑な課題を解決するため、地域包括支援センターなど、他の支援機関と協働して取組むことにより、障がい者等を含む地域住民の様々な相談を包括的・重層的に受け止められる相談支援体制の整備に向け、関係機関と調整を図ります。	福祉課 いきいき健康課

2 コミュニケーションの支援の推進^{し えん すいしん}

【現況と課題】

障がいの有無にかかわらず、その能力を伸ばし、最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするためには、障がい者等が様々な情報を容易に入手でき、また、円滑に意思疎通ができる環境整備を図ることが重要です。

今後も、関係機関と連携し、それぞれの障がい特性や一人ひとりの状況等を踏まえ、きめ細かな情報提供を図るとともに、障がい者等のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保を図っていく必要があります。また、最新の情報通信技術を活用した情報提供・意思疎通の普及にも取組んでいくことが必要です。

① 情報^{じょうほう}のバリアフリー化^かの推進^{すいしん}

施策の内容	担当課
市の公式ホームページについて、誰でもわかりやすく、使いやすいホームページとするため、利用者の視点に立ったデザインやサイト構成にするとともに、アクセスしやすいレイアウトに配慮します。	福祉課 総務課

② 情報^{じょうほう}・意思疎通^{い し そつう}の支援^{し えん}の充実^{じゅうじつ}

施策の内容	担当課
聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者を養成するための手話奉仕員養成講座を開催します。	福祉課

インターネット、広報紙等を活用した広報活動を実施し、障がい者等やその家族に対して情報を提供するとともに、啓発のパンフレット等を作成及び市民に対して啓発事業を実施します。	福祉課
--	-----

3 福祉サービス等の充実

〔現況と課題〕

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」により、身体・知的・精神に係る 3 つの障がいの一元的な制度が確立されるとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がい者等が必要な障がい福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の見直しが行われました。その後、「障害者総合支援法」へと改正を重ねながら、きめ細やかな障がい者等の地域生活を支える仕組みとして充実が図られてきています。

障がい者等が地域の中で自分らしく安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、短期入所等のサービスの提供基盤の整備を進めるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保及び質の向上を図る必要があります。

①生活を支援するサービスの充実

施策の内容	担当課
屋外での移動が困難な障がい者について、個社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。	福祉課
視覚障がい者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業の充実を図ります。	福祉課
聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図ります。	福祉課
障がい福祉サービスに加え、地域活動支援センターの利用を促進するなど、多様な日中活動の充実に努めます。	福祉課

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。	福祉課
日常生活上の便宜を図るために重度障がい者等に給付する日常生活用具について、その利用を促進します。	福祉課
在宅障がい者等の介護者が、病気等により一時的に介護できなくなった時に、障がい者等が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等のサービスを提供する短期入所事業の充実に努めます。	福祉課
特別障害者手当等の各種手当等の制度を広報紙やホームページ等により周知に努めます。	福祉課
障がいのある人の「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホーム等の体験の機会、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備促進を図ります。	福祉課

② ちいきせいかつ いこうしえん 地域生活への移行支援

施策の内容	担当課
障がい者等が、医療機関を退院し、地域等へと移行する際、適切な障がい福祉サービスの利用を促進し、社会復帰を支援します。	福祉課
医療保護入院した退院可能な精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、地域移行に向けた支援を行います。	福祉課 いきいき健康課

③ じゅうどしょう しゃとう しえん 重度障がい者等への支援

施策の内容	担当課
重度心身障害者医療費の助成、各種障がい福祉サービスの提供等により、重度障がい者等の日常生活及び社会生活の充実に資するよう努めます。	福祉課

かぞくどう たいするしえん じゅうじつ
④家族等に対する支援の充実

施策の内容	担当課
一時的な休息のための預かりサービスの充実に努め、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。	福祉課 いきいき健康課
介護等を行う家族や支援者等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、参加しやすい環境づくりを図ります。	福祉課 いきいき健康課

いりょうてき じしえん たいせいきょうか
⑤医療的ケア児支援の体制強化

施策の内容	担当課
医療的ケアが必要な障がい者（児）及びその家族が地域の中で安心して生活できるよう関係機関及び市が課題を共有し、連携の緊密化を図ります。	福祉課 いきいき健康課
医療的ケアが必要な障がい者（児）の受入可能な施設や、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。	福祉課 いきいき健康課

基本目標 2 「みんなで支えあいます」

方針① 個性を伸ばす教育の充実

障がいのある児童生徒が必要な支援の下、その年齢、能力及び特性に応じた十分な教育を可能な限り障がいのない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。

1 早期療育・発達支援の充実

【現況と課題】

子ども一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばし、健やかな成長を支えていくためには、子どものライフステージに対応した関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。

今後においては、各分野の関係者・関係機関の連携ネットワークの強化及び専門スタッフの資質向上を図り、早期から一人ひとりの個性やニーズに合った対応を行うとともに、保護者の不安に対する相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

① 障がいの発生及び早期発見

施策の内容	担当課
乳幼児健診の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児については、専門の療育機関へつなぎます。	福祉課 いきいき健康課

② 早期療育の充実

施策の内容	担当課
在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児、障がいの疑いのある児童及びその家族等に対して、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育の機能の充実を図ります。	福祉課 いきいき健康課

③ 幼児期における共に育つ場及び機会の拡充

施策の内容	担当課
障がいを持つ児童が幼稚園、保育所へ入園、入所した場合、一般の児童とともに集団保育・生活を行うことで当該児童の心身の発達を促します。	福祉課 いきいき健康課

2 インクルーシブ^{きょういく すいしん}教育の推進

[現況と課題]

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すために、「インクルーシブ教育（包容する教育制度）」の推進が求められています。

今後においては、インクルーシブ教育を推進するために、特別支援教育に携わる教職員や関係者、コーディネーターの指導力、資質向上を図るとともに、合理的配慮がなされた教育環境の整備や共生社会の形成に向けた地域住民の理解・協力を得ていくための取組を推進していく必要があります。

①^{がっこうきょういく}学校教育の充実^{じゅうじつ}

施策の内容	担当課
市教育委員会において、障がいの種類、程度等の判断について専門的立場から審議する機関として教育支援委員会を設置します。また、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けることができるように、就学先についての保護者への説明並びに保護者の意見等を踏まえながら、就学相談等を行います。	教育総務課
障がいに配慮した教育を実施するための職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や特別支援学校との連携等により、指導体制の強化を図ります。	教育総務課
各学校における特別支援教育の充実のために、各学校の特別支援教育担当者を対象に、専門家の講話や実践発表、研修会を開催することにより教職員の専門性を高めます。	教育総務課

②^{がっこうなど}学校等のバリアフリーの充実^{じゅうじつ}

施策の内容	担当課
市立小中学校において、発達障がい、肢体不自由等の障がいがある児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため、特別支援教育支援員を活用します。	教育総務課

学校等の公共施設の新築または改修工事時においてバリアフリー化に関する確認を行い、ハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。	教育総務課
---	-------

がっこうそつぎょうご たよう しんろ かくほ
③学校卒業後の多様な進路の確保

施策の内容	担当課
学校卒業予定の生徒について、生徒にあった就労体系について障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業者等との連携を図り、情報を共有するとともに進路確保に向けた調整を行います。	教育総務課 福祉課

ほうしん **方針②** ぼ し ほけん けんこう **母子保健・健康づくりの充実** じゅうじつ

障がいの発生予防・早期発見に努めるとともに、障がい者等が身近な地域で保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。特に、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を推進するため、精神障がい者が地域で暮らせる環境の整備に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障がいの原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。

ぼ し ほけんじぎょう **1 母子保健事業の充実** じゅうじつ

【現況と課題】

障がいや疾病の早期発見・早期療養につなげるとともに、母親の身体的安定・心理的安定のためには、妊娠、出産期からの切れ目のない包括的な支援が重要です。

現在、本市では1歳6か月、3歳児健診に加え、乳幼児健診、健康教室を実施し、母親同士のコミュニケーションの促進と障がい・疾病の早期発見に努めています。

今後においても、関係機関等と連携しながら、障がいの早期発見と母子の心身の健康を確保していくための体制強化を図っていく必要があります。

しょう **① 障がいの発生及び早期発見** はっせいおよ そくきはっけん

施策の内容	担当課
乳幼児健診の結果により、発達の遅れが考えられる乳幼児については、専門の療育機関へつなぎます。	いきいき健康課
生活習慣病の予防・早期発見を図るため各種健診の受診を促すための健康講座等を開催し、健康づくりの意識向上に結びつく取り組みを行います。	いきいき健康課
健康づくりに関する正しい知識の普及啓発、生活習慣病等による相談対応を行います。	いきいき健康課

2 健康づくりの充実

【現況と課題】

一人ひとりの障がいの状態や環境等に応じて適切な健康管理を行っていくには、保健・医療における専門職等の連携が重要です。

現在、本市では、各種健康診査・検診を通じて疾病等の早期発見・早期治療につなげるとともに、健康教育・指導等を通じて、障がいの原因となる生活習慣病等の予防に努めています。

今後においても、水俣市健康増進計画及び食育推進計画に基づき、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「ライフステージに応じたこころと体の健康づくり」、「個人の健康を支える社会環境整備」の実現に向けた取り組みが必要です。

①精神保健・医療の施策の推進

施策の内容	担当課
精神保健活動の推進のため、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発及びこころの健康に関する相談機会の周知を行います。	福祉課
精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業者や関係機関と連携した支援を行います。	福祉課
医療保護入院した退院可能な精神障がい者について、医療機関の退院後生活環境相談員と地域援助事業者との連携を強化し、情報共有を図るとともに、地域移行に向けた支援を行います。	福祉課

②総合的な医療・リハビリテーションの充実

施策の内容	担当課
障がい者等が病気等の際に、適正な医療サービスの提供を行います。	総合医療センター
障がい者等が医療機関を退院し、地域又は施設へと移行する際に、引き続き継続的にリハビリテーションに取り組めるように、広報等を通じて、関係機関及び対象者への情報提供を行い、自立訓練等の訓練等給付の利用による社会復帰を支援します。	福祉課

「みんなでいきいきと暮らします」

方針① 雇用・就労及び経済的な自立支援

一般就労を希望する障がい者等にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である障がい者等には就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進します。併せて、障害年金の取得、経済的負担の軽減等による経済的自立を支援します。

1 障がい者雇用の促進と就労支援の充実

〔現況と課題〕

障がい者等が主体的で豊かな生活を送るためには、就労などを通して精神的、経済的に自立し、自己実現を果たしていくことが必要です。

障がい者等の雇用を促進するための制度として、トライアル雇用制度や職場適応を容易にするためのジョブコーチ支援があります。また、障がい者等の一般就労を支援する事業として、就労移行支援に加え、平成 30 年からは、就労定着支援が創設されました。

障がいがあってもその人の能力が最大限発揮され、経済的に自立した生活ができるよう、引き続き、障がい者等の積極的な雇用の促進を図るとともに、職場での理解や障がい特性に応じた働き方への配慮など就労環境の整備を促進していくことが必要です。

① 就労支援の推進

施策の内容	担当課
国、県等による障がい者の職業訓練、就職面談会等の広報を行います。	福祉課
関係機関と連携し、企業等に対して法定雇用率の引き上げや対象事業所の拡大など、各種雇用支援制度の周知・活用に努め、障がい者雇用の一層の促進を図ります。	福祉課
サービス事業所や関係機関との連携強化を図り、一般就労に必要な知識や能力の習得のための訓練や就職後の定着支援の充実を図ります。	福祉課
トライアル雇用やジョブコーチ、職場適応訓練制度など、就労支援にかかる各種制度の活用を促進し、雇用への移行と職場定着を支援します。	福祉課

②市における障がい者雇用の推進

施策の内容	担当課
障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施し、障がい者雇用の推進を図ります。	福祉課

2 福祉的就労の充実

【現況と課題】

障がいの程度や状態によって一般企業・事業所等での就労が困難な場合の就労の場として、障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型・B型事業所及び生活介護、地域活動支援センターがあります。

地域における自立した生活を支援するためにも、引き続き、多様な障がいの特性に応じた就労の場の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力により、福祉的就労における安定的な受託の確保及び販路拡大・販売促進に取り組み、工賃水準の向上を図っていく必要があります。

①福祉的就労の場等の充実

施策の内容	担当課
通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う就労継続支援事業の充実に努めます。	福祉課
サービス事業所等と連携を図りながら、障がい特性に対応した就労の場や日中活動の場の確保・充実に努めます。	福祉課

② 障がい者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げ

施策の内容	担当課
「水俣市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、障がい者就労施設等から提供可能な物品等について情報収集を行うとともに、全庁的な利用を推進します。	福祉課

3 所得保障・経済的負担の軽減

【現況と課題】

障がいの状態や年齢等によって就労が困難な人や福祉的就労による工賃収入が十分でない場合も多く、自立した地域生活を送るためには、年金や各種手当等の所得保障が不可欠です。

本市では、国の制度に基づいた各種年金・手当等の支給し、経済的負担の軽減を図っています。今後においても、各種制度についてきめ細やかな周知に取り組むとともに、社会環境の変化や生活実態の把握に努めつつ、生活水準の維持・向上のための各種助成制度の充実が求められています。

施策の内容	担当課
年金や諸手当の各種制度の周知及び支給を行います。	福祉課
医療や地域生活等にかかる費用の負担軽減を図るための給付等を行います。	福祉課

ほうしん **方針②** あんぜん あんしん く かんきょう **安全・安心に暮らせる環境づくり**

防災・防犯対策を推進するとともに、消費者被害からの保護等を図ります。このことにより、障がいのある人みんなが、安全・安心な地域社会の中で生活することができる共生社会の実現を目指します。

ぼうさい ぼうはんたいさく きょうか **1 防災・防犯対策の強化**

[現況と課題]

度重なる自然災害の経験から、災害時における障がい者の避難支援の重要性が喫緊の課題となっています。

今後においては、地域との連携・協力を得ながら、避難支援体制を構築し、避難所においても障がい特性に応じた配慮やきめ細かな対応ができるよう、避難所運営の体制づくりを図っていく必要があります。

また、防犯対策においては、障がい特性によっては犯罪の被害者となる危険性が高く、警察への通報や相談にも困難を伴うことが多いことから、家族やサービス事業者など周囲の関係者をはじめ、地域全体による見守りや防犯活動の充実を図っていく必要があります。

さいがいじ ひなん きゅうじょたいせいとう じゅうじつ **①災害時の避難・救助体制等の充実**

施策の内容	担当課
災害時に自力では避難できない、または他の支援者の支援が必要である障がい者を「避難行動要支援者」として名簿を作成し、名簿情報の利用及び提供を行うことにより避難行動要支援者の支援体制を構築し、災害時の避難等における効果的な支援を行うことを目的として、水俣市地域防災計画に定める「水俣市避難行動要支援者対策計画」に基づき、災害時の避難・救助体制等の充実を図ります。	福祉課 危機管理防災課
様々な災害を想定した訓練を行うなど、災害発生時における迅速な判断と適切な対応をするための準備をするとともに、障がい者等や家族等への積極的な参加と住民への啓発活動を行います。	福祉課 危機管理防災課
障がい者等に配慮した避難所と医療・介護体制の確保に努めます。	福祉課 いきいき健康課 危機管理防災課

②災害時の多様な情報伝達の実施

施策の内容	担当課
災害情報の伝達については、防災メール、防災行政無線、広報車等を活用し、様々な障がい特性に応じた伝達手段の多様化を図ります。	危機管理防災課

③防犯教室等による啓発活動の実施

施策の内容	担当課
水俣市消費生活センター窓口において専門相談員による消費生活トラブル被害回復及び被害の未然防止のための消費生活相談を実施します。また、相談員による出前講座等を実施し、啓発を行います。	市民課
民生委員・児童委員や自治区、ボランティア及び関係機関等と連携しながら、地域での安全・安心な暮らしに向けた見守り活動を促進します。	福祉課

2 感染症への対策

【現況と課題】

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらに対する体制整備が求められています。感染症に対する備えについては、日頃から事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。

施策の内容	担当課
事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実等を支援します。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備、さらに、事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を促します。	福祉課 いきいき健康課

3 バリアフリーの推進^{すいしん}

[現況と課題]

誰もが住みやすいまちづくりに向けて、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリアを取り除く、バリアフリーの推進が求められています。

本市では、各種法令や計画に基づき、公共施設や道路等のバリアフリー化の計画的な整備を推進しています。

今後においても、障がい者等もない人も誰もが住みやすいまちづくりのため、ハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、障がいに対する理解を深め、困った人を見かけた際の声かけや配慮をすることにより社会的バリアを除去する「心のバリアフリー」の促進を図ります。

①福祉環境整備の促進^{ふくしかんきょうせいび そくしん}

施策の内容	担当課
公共施設の新築又は改修工事時においてバリアフリー化に関する確認を行い、ハード面からのバリアフリー化の充実を図ります。	都市計画課
水俣市における高齢者・障がい者等の移動等の円滑化のために必要な市道の構造の基準に関する条例に基づき、歩道の段差や勾配など通行に支障となっている箇所の改良及び視覚障がい者誘導ブロックが必要な箇所への整備等を行います。	都市計画課
NPOや市民活動団体等へ活動領域の活性化を図るため、国・県等の助成金情報、講座等の開催等の情報を発信します。	福祉課

②住宅・住環境の整備推進^{じゅうたく じゅうかんきょう せいびすいしん}

施策の内容	担当課
公営住宅の新設にあたっては、障がい者・高齢者に配慮した住宅の整備を進め、住まいの確保を図ります。	都市計画課
重度の身体障がい者等及び重度の知的障がい者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、在宅での自立促進、及び介護者の負担軽減を図ります。	福祉課

基本目標 4 「みんなで参加します」

方針① 社会参加と生きがいの促進

1 文化・スポーツ活動等の活動支援の充実

【現況と課題】

地域共生社会の実現には、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会を構成する一員として社会、経済、文化・スポーツ活動その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を確保していく必要があります。

文化・スポーツ活動等にふれる機会の拡充を図り、障がい者等の文化・スポーツ活動等のきっかけづくりや多様な交流機会の創出に努めるとともに、当事者団体等の主体的な活動を支援し、活動を通じた仲間づくり、居場所づくりを図っていく必要があります。

①スポーツ、文化芸術活動の振興

施策の内容	担当課
障がい者等の体力向上及び障がい者スポーツの普及を図るため障がい者スポレク大会への参加を促します。	福祉課
関係団体等と連携しながら、スポーツ、文化芸術活動に触れる機会の充実を図るとともに、自主的なサークル活動を支援します。	福祉課
障がい特性に応じた適切な指導ができる指導者の育成・確保に努めます。	福祉課

2 外出支援・移動手段の確保・充実

【現況と課題】

障がい者等が積極的に社会参加していくためには、一人ひとりの障がいの状態等に応じて気軽に外出できる環境づくりを推進していくことが重要です。

今後においても、障がい特性に応じた外出・移動支援の充実に向けて、提供事業者の確保に努めるとともに、多様な手段により安心して移動できる地域公共交通網を構築していく必要があります。

施策の内容	担当課
屋外での移動が困難な障がい者について、個社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。（再掲）	福祉課
視覚障がい者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護事業の充実を図ります。（再掲）	福祉課
聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通支援の充実を図ります。（再掲）	福祉課

3 水俣市障害者計画等策定審議会委員名簿

分野	氏名	所属・職名等
学識経験者	西森 利樹 (会長)	熊本県立大学 准教授
社会福祉団体等	小森 和明	水俣市身体障害者福祉会連合会 会長
//	浦口 美代子	水俣芦北地域精神障がい者家族会 会長
//	児玉 満広	水俣市視覚障がい者福祉協会 会長
//	梅下 俊克	社会福祉法人水俣市社会福祉事業団 事務局長
//	萩嶺 三千代 (副会長)	社会福祉法人照徳の里 施設長
//	梅下 彰	社会福祉法人水俣市社会福祉協議会 事務局長
市民代表	須崎 あゆみ	一般・障害児の保護者
関係行政機関	脇田 哲郎	水俣公共職業安定所 所長
//	宮原 幸枝	熊本県芦北地域振興局 保健福祉部(水俣保健所)保健予防課長
//	森 安広	水俣市教育委員会事務局 指導主事

第7期水俣市障がい福祉計画
第3期水俣市障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 水俣市 福祉課

〒867-8555

水俣市陣内一丁目1番1号

電話：0966-61-1650



SDGs 未来都市
みなまた



水俣市は令和2年7月にSDGs未来都市に選定されています